

ひらつかの環境

平成30年度 環境年次報告書 訂正版



平 塚 市

平塚市の環境行政の推進に御協力いただいております関係各位に対しまして、
深く感謝を申し上げます。

この冊子は、平成30年度の本市の環境の現状と環境保全に向けて講じた施策
を中心まとめたものです。本書を御活用いただくことで、環境への关心と理解
をより深めていただくとともに、本市の環境保全及び創造に向けた具体的な行動
へのきっかけとなれば幸いです。

令和元年（2019年）12月

平 塚 市

【表紙絵】令和元年度ひらつか環境ポスターコンクール 最優秀賞作品

中央	小学生低学年の部	「まちのごみをひろおう」	松原小学校2年	中野 陽依さん
左下	小学生高学年の部	「傷付くのボクら。」	勝原小学校6年	西本 ひなこさん
右下	中学校の部	「NO よごれたうみ」	浜岳中学校3年	祝部 美佳さん

目 次

第1部 平塚市の環境政策

1 平塚市環境基本計画	2
2 平塚市の率先行動の取組	
(1) 再生可能エネルギーの導入	8
(2) 環境マネジメントシステム	9

第2部 環境の現状と市の取組

第1章 生活環境分野	14
1 生活環境の現状	14
2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組	19
第2章 自然環境分野	21
1 自然環境の現状	21
2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組	24
第3章 都市環境分野	28
1 都市環境の現状	28
2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組	29
第4章 地球環境分野	34
1 地球環境の現状	34
2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組	38
第5章 環境保全活動等	43
1 環境保全活動等の現状	43
2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組	43

■ 第3部 平成30年度環境基本計画事業実績及び評価

1 評価基準	52
2 施策分野ごとの評価	53
3 計画全体の評価	58
4 個別施策ごとの事業実績及び評価	59
(1) 生活環境分野	59
(2) 自然環境分野	62
(3) 都市環境分野	68
(4) 地球環境分野	74
(5) 環境保全活動等	80

■ 第4部 環境審議会評価

1 平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度） の進捗状況に係る点検結果	84
2 平塚市環境審議会委員名簿	88

■ 第5部 資料

1 平塚市環境基本条例	90
2 環境用語	94

第 1 部

平塚市の環境政策

1 平塚市環境基本計画

2 平塚市の率先行動の取組

1 平塚市環境基本計画

「平塚市環境基本計画」（平成29年3月策定）は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するまでの基本となる計画です。この計画に基づき、平塚市では、市民・事業者・市が協働でさまざまな取組を進めています。

（1）計画期間

計画期間は、平成29年度から10年間としますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、5年毎に見直しを行います。

事業計画前期：平成29年度～33年度（令和3年度）

事業計画後期：平成34年度～平成38年度（令和4年度～8年度）

（2）環境基本計画のめざすもの

ア めざすべき環境像

環境基本計画では、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「めざすべき環境像」を次のとおり掲げています。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

イ 3つの基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、計画に位置付けられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。

1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、自然と人との共生を図ります。

3 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や低炭素社会の実現を推進します。

ウ 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて府内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していくことが必要です。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。

環境基本計画の基本方針

基本方針1：
環境保全・創造への
参加と協働

基本方針2：
自然と人との共生
の確保

基本方針3：
地球にやさしい
社会の実現

3つの重点テーマ

重点テーマ1：

「環境市民」が活躍する地域づくり

多様な環境保全・創造に向け、多様な主体による取組を推進するため、「環境市民」の活動の輪を広げます。

重点テーマ2：

自然環境が有する機能・魅力の活用

自然環境の保全を進めるとともに、自然を活用していくことで、自然と人との共生を図ります。

重点テーマ3：

低炭素社会*・循環型社会の形成による持続可能な社会

低炭素社会、循環型社会の形成に向け、まちづくりを進めます。

(3) 施策の体系

環境基本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分 野	施策の柱	施 策
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1－1 大気環境・水環境を保 全します	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1－2 安全で快適な生活環 境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染*への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2－1 生物多様性を保全し ます	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全対策の推進
	2－2 里山を保全・再生しま す	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2－3 水辺の自然を再生し ます	<ul style="list-style-type: none"> ・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2－4 農地を保全・活用しま す	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3－1 うるおいとやすらぎ のあるまちをつくり ます	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3－2 環境共生型のまちを つくります	<ul style="list-style-type: none"> ・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野)	4－1 低炭素社会の実現に 向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー・高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・暮らしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4－2 循環型社会の実現に 向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等)	5－1 環境教育・環境学習を 推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5－2 市民等の取組や連携 を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や企業の取組に対する支援

(4) 温室効果ガス削減目標

平成27年（2015）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28（2016）年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標[平成42（2030）年度において平成25（2013）年度比26%削減]の達成に向けた取組、②長期的な目標[平成62（2050）年80%削減をめざす]を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

ア 平塚市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－

(ア) 温室効果ガス排出量の削減目標

平成38年度（2026年度）までに平塚市域における
二酸化炭素の排出量を基準年比で18.5%削減します。

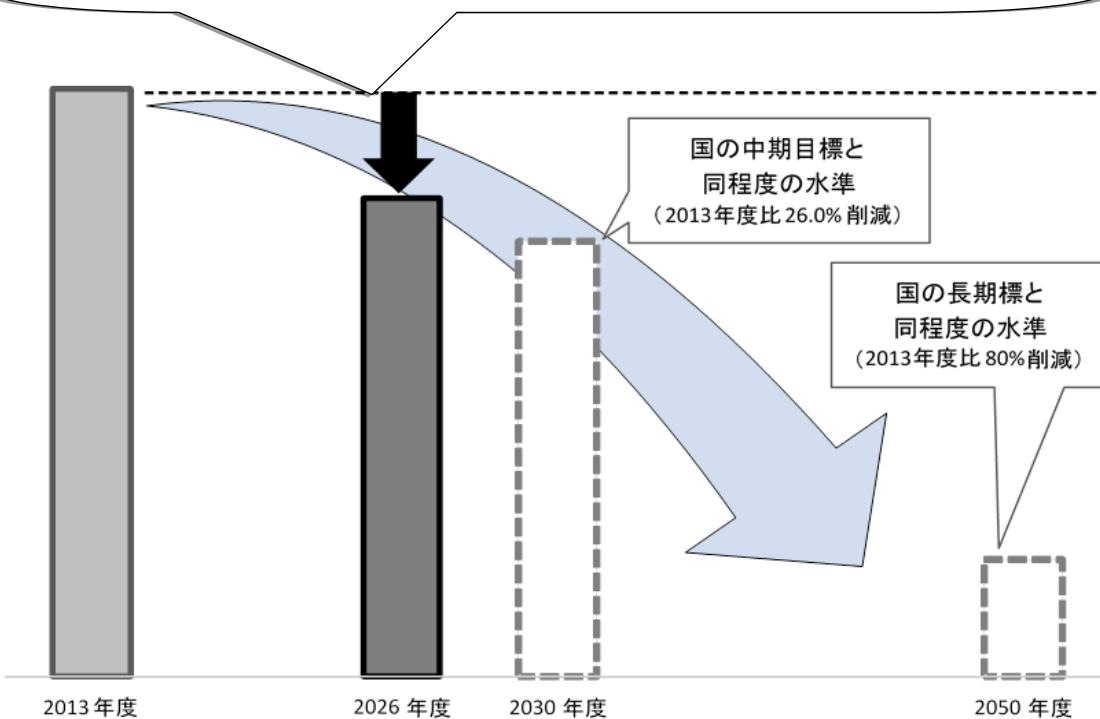


長期のめざすべき方向は
平成62年度（2050年度）までに基準年比で80%の削減です。

基準年は、平成25年度（2013年度）としています。

平塚市域の二酸化炭素排出の削減目標

本市では、国の地球温暖化対策計画の地球温暖化対策推進の基本的方向を
受けて、計画期間である平成38（2026）年度における削減目標を算定しました。



イ 平塚市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－

本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関わる分野を事務事業編として位置付け、本市独自の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）等を推進し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

（ア） 温室効果ガス排出量の削減目標

平成 38 年度（2026 年度）までに全庁における二酸化炭素の排出量を
平成 25 年度（2013 年度）比で 18.9% 削減します。

（イ） 目標達成に向けた取組項目

重点的な取組項目	施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。 1 照明に関する取組 2 OA機器や空調設備等に関する取組 3 庁用自動車に関する取組 4 環境に配慮した契約に関する取組 5 ごみ処理に関する取組 6 再生可能エネルギーに関する取組
事務所等における取組項目	事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。 1 資源・エネルギーの有効利用に関する取組 2 庁用自動車に関する取組 3 公共施設の整備及び管理運営に関する取組 4 廃棄物の削減についての取組 5 委託業務等に関する環境配慮の取組 6 イベント開催時の環境配慮の取組 7 業務の改善に伴う環境工夫の取組

2 平塚市の率先行動の取組

(1) 再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入しています。また、設置した太陽光発電システム等を環境教育の活きた教材として利用しています。

ア 再生可能エネルギーとは

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっています。

イ 公共施設への新エネルギーの導入

■主な太陽光発電システム導入実績

土屋公民館	土屋1864-1	8.5 kW
ひらつかサン・ライフアリーナ	中堂246-1	4.5 kW
万田貝塚住宅2号棟・3号棟	万田493	5 kW・5.4kW
勝原小学校	高村45	2 kW
保健センター	東豊田448-3	5 kW
花水小学校	龍城ヶ丘5-62	2 kW
中原公民館	御殿2-17-38	10.8kW
西部福祉会館	公所868	5 kW
松原小学校	天沼7-10	7.5kW
大洋中学校	高浜台7-1	10.4kW
消防署大野出張所	東豊田448-3	4kW
環境事業センター	大神3230	3kW
市庁舎本館	浅間町9-1	20 kW
市民病院	南原1-19-1	10kW
消防署神田出張所	横内1018-3	5.76 kW



市庁舎本館には太陽光パネルが設置されています。

(2) 環境マネジメントシステム

平塚市環境基本条例では、市の責務のひとつとして、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に率先して努めることとしています。本市は平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証(審査登録)を取得し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、ISO14001の運用で得られたメリットを引継ぐとともに、本市の現状と課題を踏まえた独自の環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」を導入しました。これによりエネルギー管理を中心とした、事業活動に伴う環境負荷の低減に組織全体で取り組んでいます。

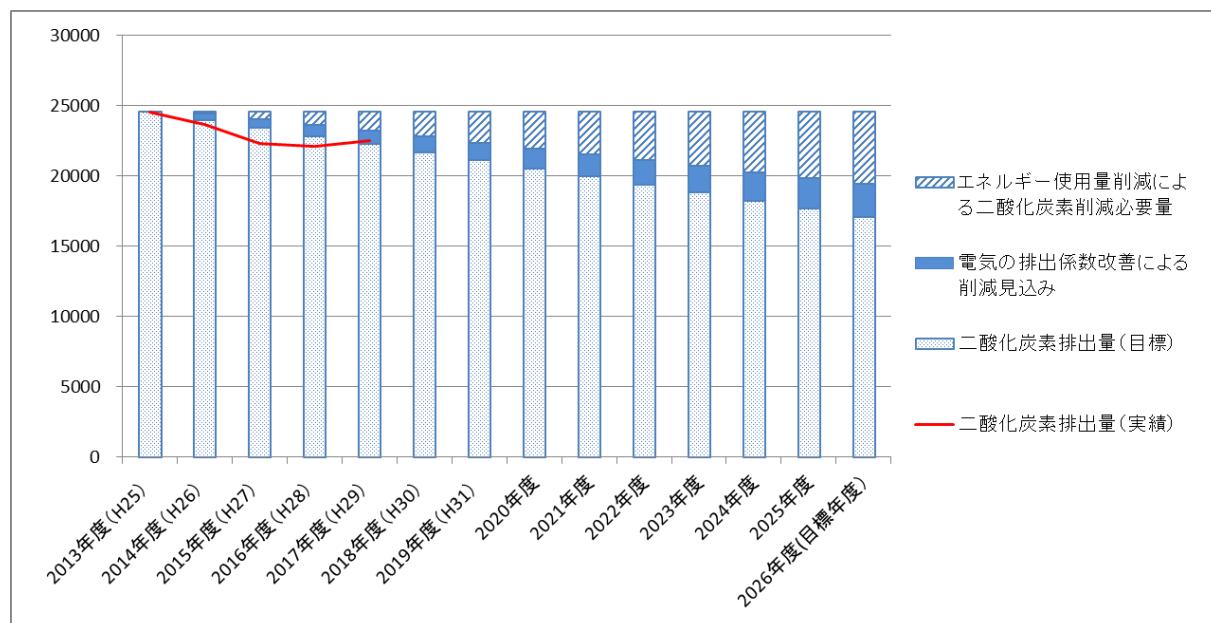
ア 全課共通の目標（電気・ガソリン・可燃ごみの削減）の推進状況

平成30年度は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や、省エネ法の努力義務を達成するため、中長期的目標をにらんで、市役所のエネルギー使用量等について「数値設定目標」を置くとともに、数値目標を設定することが難しい項目についても、取組を特に推進する項目を当該年度の「取組推進目標」として設定しました。

「数値設定目標」

電気使用量の削減

目標	平成29年度比	1. 5%削減	目標達成 ○
結果	平成29年度比	2. 6%削減	



エネルギーの使用に伴うCO2排出量の削減

目標目安	継続的に前年度比	2. 3%削減	目標達成 × (微増して推移)
------	----------	---------	-----------------

エコドライブの推進

目標	燃費実績を平成29年度より向上	目標達成 ○
結果	燃費実績が平成29年度より向上	

文書電子化の推進

目標	電子決裁率（併用決裁含む）を平成29年度より向上	目標達成 ○
結果	平成29年度より1.4%向上	

「取組推進目標」

項目	推進する内容・方法等
低圧区分電力受電施設等の電力契約における環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">低圧電力受電施設の電力契約について、環境配慮契約の導入を推進地産電力の購入を推進
ライトダウンの促進	<ul style="list-style-type: none">不要な照明の部分消灯等やライトダウンキャンペーンへの参加促進
施設の運営・管理における取組の推進	<ul style="list-style-type: none">施設利用者等への環境配慮の呼びかけフロン排出抑制法の周知の徹底
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none">燃費実績の調査の実施 (平成29年度から引き続き)
用紙使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none">会議資料削減の促進チラシ等の刊行物の削減の促進

取組推進目標は、組織全体への周知や関係課との調整等を行うとともに、環境監査での重点的な確認や外部講師による講演等も実施して、取組を推進しました。

イ グリーン購入の推進

物品の調達において「平塚市グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入に取り組みました。

ウ 環境監査の取組

組織全体での取組水準の維持、環境配慮行動の定着を確実なものとするため、職員による環境監査（環境活動の成果等の監査、環境法令等順守状況監査）を実施しました。平成30年度は、優良事項として33件が抽出されました。その中から以下の4件を選出し、優秀事項として評価しました。

監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされており、是正事項は0件でした。

《 平成 30 年度の優秀事項 》

介護保険課 チェックシートによる関係団体への環境配慮の要請

介護保険団体へチェックシートを配布し、環境配慮の取組を要請していました。チェックシートには取組状況を記録し提出をしてもらっており、「関連団体や委託業者、市民等への環境配慮の要請」の手法として、重点監査項目である公共施設等でも水平展開が期待できる取組と考えます。

保育課 保育園独自の目標・取組項目の設定と、保育園での環境教育等の実施

保育課では、市役所本館の保育課のオフィスと各保育園とで大きく業務内容が異なることから、組織としての目標や取組項目を別々に設定し、より効果的なPDCAの運用につなげていました。

中でも、保育園では、園児が多く在籍する施設であることから、環境学習・環境教育の取組を目標・取組項目に設定し、廃材を利用した工作やプールの水の散水や水やりへの再利用など、多くの取組を意欲的に行っていました。

取り組み項目	取り組み目標	取り組み方法
・園児への環境学習・環境教育の取組みを進めます。	・自然に対する興味や関心を深め、園児の自然を大切にする心を育てます。	・廃材を利用した作品の製作を行います。 ・園庭や花壇への散水にプールの水を使うなどして、節水の大切さを教えます。 ・おやつで出るごみの分別や茶葉の肥料化、ごみ回収の当番を決めるなどしてごみ削減の大切さを教えます。 等

みどり公園・水辺課 省エネ診断の受診による高麗山公園レストハウスの省エネ対策の実施

高麗山公園レストハウスについて、今年度、一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ診断を受診していました。診断の結果、ソフト部分の対策（省エネ運転や運用方法の改善）については、実施可能なものから順次実践し、ハード部分の対策（省エネ改修）については、今後実現に向けた検討をしていくということでした。

重点監査項目でもある施設の省エネ対策の推進に向け、積極的に取り組んでいる事例と感じました。



議会局 照明の間引き点灯の実施とレイアウトの工夫等による図書室の環境改善

議会局では、本館8階のコミュニティスペースにおいて、これまで照明の間引きを実施していましたが、天候によっては図書室のスペースが暗く感じられるときがあるなどの課題がありました。図書室の資料閲覧環境の改善のため、照明の光が机等に当たりやすいようにレイアウトの工夫等を行っていました。

環境配慮行動における課題に組織として積極的に取り組み、改善を図っている様子が見受けられました。

第2部

環境の現状と市の取組

第1章

生活環境分野

1 生活環境の現状

2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組

第2章

自然環境分野

1 自然環境の現状

2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組

第3章

都市環境分野

1 都市環境の現状

2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組

第4章

地球環境分野

1 地球環境の現状

2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

第5章

環境保全活動等

1 環境保全活動等の現状

2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

第1章 生活環境分野

1 生活環境の現状

■ 「生活環境」にかかる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	30年度目標	30年度実績
大気汚染状況の監視測定等の実施・大気汚染に係る環境基準達成率	76%	80%

(1) 大気環境

市内の測定期において、窒素酸化物（5地点）、硫黄酸化物（4地点）、浮遊粒子状物質（5地点）、一酸化炭素（1地点）、光化学オキシダント（4地点）、微小粒子状物質[PM2.5]（1地点）の常時監視測定を実施しました。平成30年度の測定結果は、全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが非達成でした。

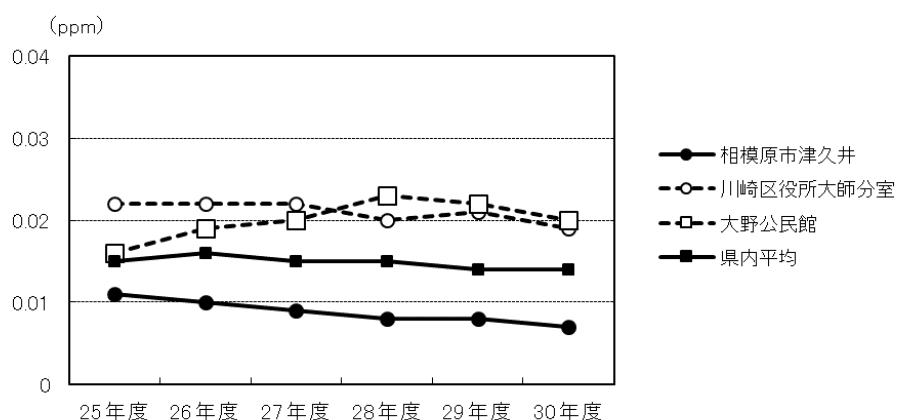
光化学オキシダントは、主に工場からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線による化学反応を起こして生じます。光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、その状態が継続すると判断した場合に、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令しています。平成30年度は、湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は1回でした。（県内の発令区域は8地域に区分されています。）光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり、気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。神奈川県では、PM2.5の大気中の濃度が高くなると予想されるときには、高濃度予報を行っています。平成30年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。

このほか、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

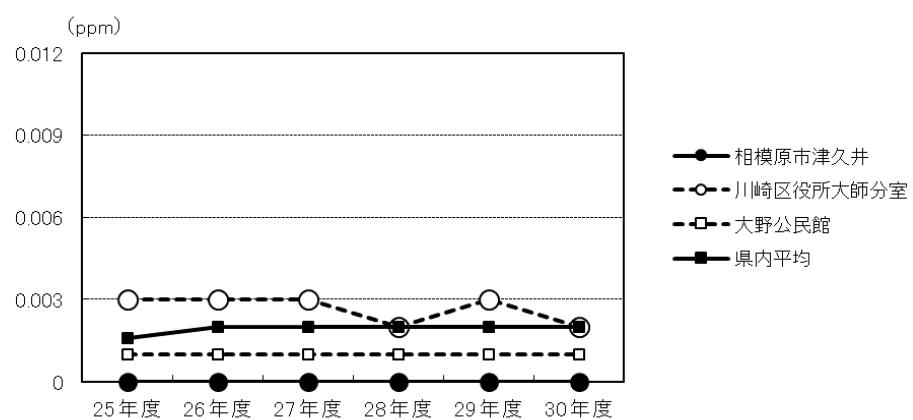
◆◆二酸化窒素濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局(注1)における年平均値)



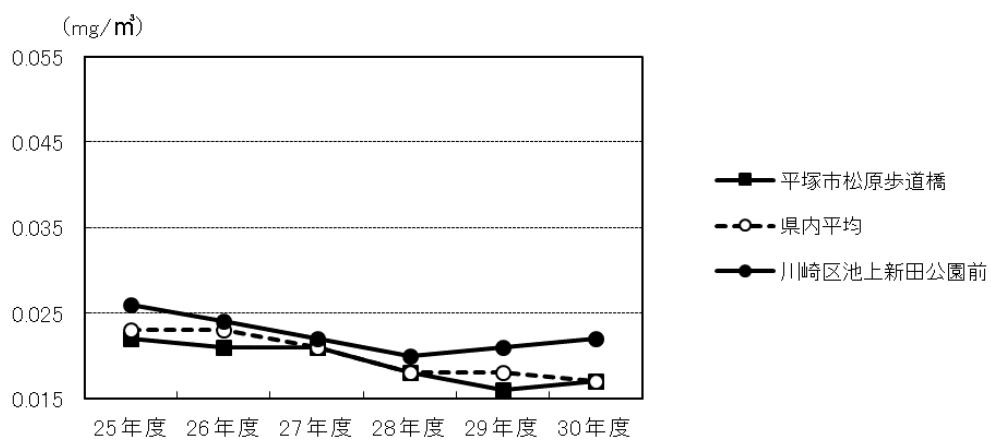
◆◆二酸化硫黄濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における年平均値)



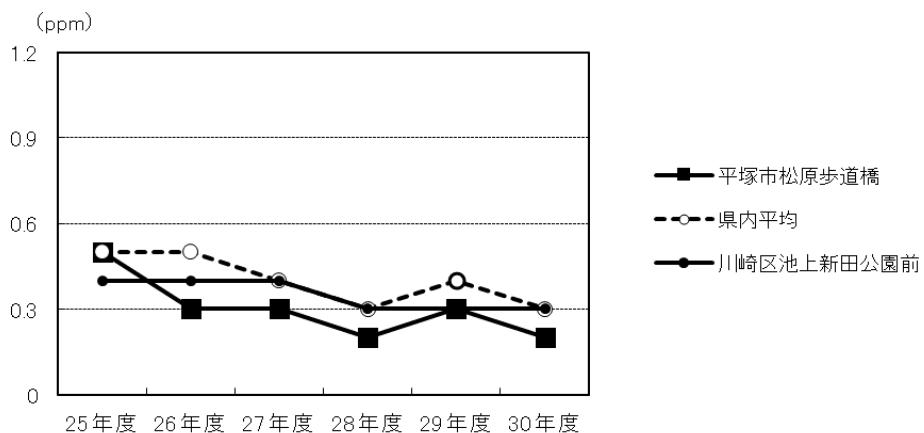
◆◆浮遊粒子状物質濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局(注2)における年平均値)



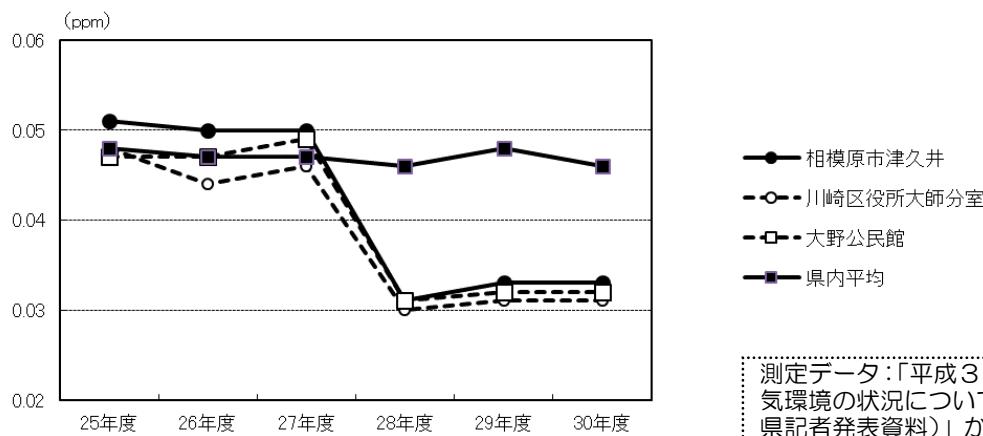
◆◆一酸化炭素濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局における年平均値)



◆◆光化学オキシダント濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値)



測定データ：「平成30年度 大気環境の状況について(神奈川県記者発表資料)」から引用

(注1) 一般大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

(注2) 自動車走行による大気汚染状況を常時監視するため、交差点、道路、道路端付近に設置された測定局

(2) 水環境

平成30年度は、河川23地点、海域（相模湾内）1地点、地下水24地点で水質測定を実施しました。水質汚濁指標の一つであるBOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果（年平均値）は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の91%の地点で環境基準値を下回っていました。地下水は、75%の地点で環境基準値に適合していました。環境基準値を超過した地点は追跡調査を実施し、監視を続けています。また、公共用水域水質測定計画に基づき、国及び県が環境基準点で実施した水質測定のうち、本市域を流れる河川に関するBODの平成30年度測定値（年平均値）は、全地点で環境基準値を下回っていました（18頁参照）。

(3) 騒音・振動

騒音・振動については、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。

平成30年度は、自動車騒音常時監視測定を6路線7地点で実施し、環境基準の達成率は、92～100%でした。自動車騒音・振動測定は、5路線6地点で実施し、騒音は3地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。

新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値を超過、振動は5地点で勧告指針値以下でした。

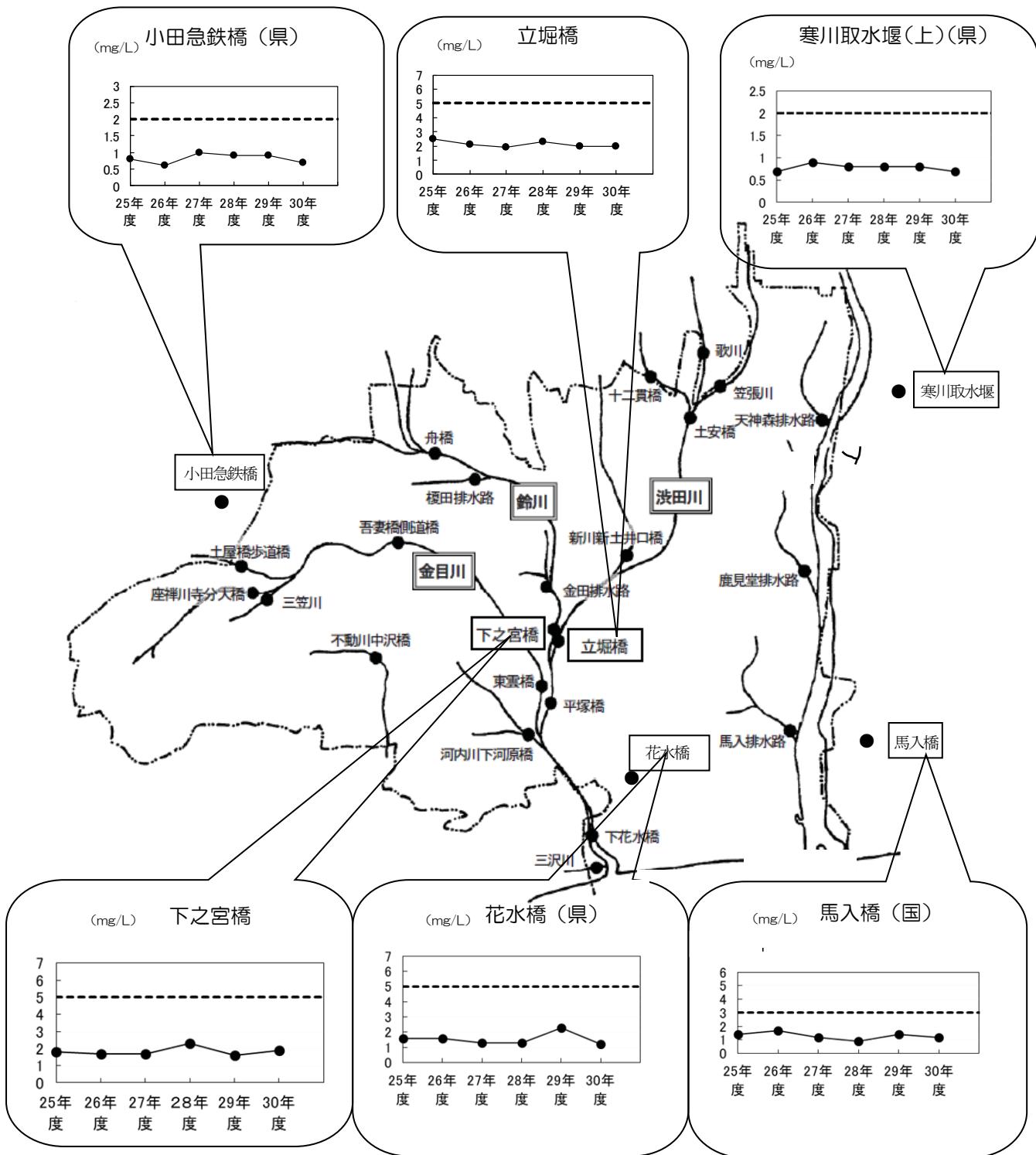
なお、新幹線振動測定にて勧告指針値を超過した1地点については、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値としています。

(4) 苦情相談

公害苦情には、屋外燃焼行為(野焼きや小型焼却炉の使用)に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。

平成30年度の苦情件数は、平成29年度と比べて7件減少し、82件でした。

◆◆環境基準点等におけるBODの経年変化（年平均値）◆◆



*測定データ：神奈川県環境科学センターからデータの提供を受けています。

----- 環境基準

(注1) 環境基準点及び環境補助点について、測定値を記載

(注2) 地名のみが記載された地点は、市が環境測定を実施している地点

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02443.html

2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組

(1) 大気環境の保全対策

本市では、自動測定機等により、大気環境測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。平成30年度は環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト除去工事などの立入調査・指導等を実施しました。これらの立入調査の合計件数は124件でした。

■大気常時監視測定局

1	神田小学校	田村 6-1-1
2	大野公民館	東真土 2-12-1
3	松原歩道橋	天沼 2-5
4	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62
5	旭小学校	河内 307

イ 自動車利用に伴う大気汚染の防止対策

本市の率先行動として、庁用自動車に低公害車の導入を進めています。

(2) 水環境の保全対策の推進

ア 生活排水の適正な処理

公共下水道は、衛生面や水質汚濁防止の面から都市環境整備の重要な役割を担っています。本市では、昭和39年に第1期工事を開始して以来、人口密集地から順次整備し、平成30年度末現在の普及率は、下水道整備区域の人口比で97.0%となっています。将来的に下水道計画のない区域については、農業集落排水や合併処理浄化槽で生活排水を処理します。公共下水道や農業集落排水では、水洗化を促進するため排水設備工事費の助成や個別訪問等を実施し、合併処理浄化槽では、設置及び維持管理費用の助成を行い、神奈川県が進めている「神奈川県生活排水処理施設整備構想(生活排水処理100%計画)」と連動した施策を推進しています。

イ 事業活動に伴う排水の適正な処理

工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、必要に応じ指導を実施しています。

畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

(3) 化学物質対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促進するため、化学物質の自主的な管理状況の報告を本市に提出することを義務付けています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)による化学物質の排出量等の届出制度(PRT)のデータ提供を神奈川県から受け、ウェブサイトにて情報提供しています。

有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成30年度の大気調査は、神奈川県が平塚市博物館、本市が春日野中学校と神田小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しました。

(4) 土壤汚染、地下水汚染への対応

土壤汚染による人の健康被害を防止するため、土壤汚染対策法が施行されています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壤調査等の実施が義務づけられています。本市では、これらの法律等に基づいた指導を行っています。また、工場・事業場の汚染浄化対策の効果確認のため、地下水調査を実施しています。

(5) 騒音・振動への対応

本市では、自動車や新幹線による騒音・振動の監視測定を行っています。また、工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

(6) 悪臭への対応

本市では、悪臭防止法に基づく臭気指数規制が適用されています。

悪臭の苦情があった場合は、現地調査で発生源を特定し、必要に応じて立入調査や臭気指数測定等を行いながら、事業所への指導を実施しています。

※一般国道271号（小田原厚木道路）の上下線各両端に隣接する2区間

■平成30年度自動車騒音常時監視測定地点

1	一般国道271号 (小田原厚木道路)	広川594-1
2	一般国道271号（小田原厚木道路）、相模原大磯線×2※	岡崎3819-3
3	一般国道271号（小田原厚木道路）、相模原大磯線×2※	城所544
4	下糟屋平塚線	小鍋島271-1
5	幹道29号東海道本通り線	見附町31-2
6	幹道43号海岸南中線	明石町25-11
7	幹道31号駅前大通り線	明石町2-8

(7) 地盤沈下の防止

地盤沈下現象を把握するため、観測井による地下水位を測定しています。また、開発事業における地下水利用の規制指導や新規に井戸を設置する場合の行政指導を実施しています。

■平成30年度自動車騒音・振動測定地点

1	県道平塚秦野線（南原）
2	一般国道1号（天沼）
3	一般国道129号（田村①）
4	県道藤沢平塚線（田村②）
5	県道平塚秦野線（南金目）
6	幹道15号吉沢土屋線（上吉沢）

第2章 自然環境分野

1 自然環境の現状

■ 「自然環境」にかかる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	30年度目標	30年度実績
自然についての展示、講座、観察会等の実施・参加人数	230人	177人
市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進・里山保全活動の活動回数・参加人数	10回 390人	10回 468人
援農ボランティアの促進・援農ボランティアのマッチング実績数	15件	6件
市民農園の利用促進・市民農園の利用率	95%	92%
農業理解の促進・地産地消イベント来場者数	61,000人	119,000人

(1) 西部丘陵地域の環境

吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。その一方で、人の手が入らなくなつたことで里山の荒廃や、開発が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっています。

本市では、平成16年度と17年度の2年間にわたって西部丘陵地域の自然環境実態調査を行い、「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめました。生物の多様性、生物の生息環境としての質、景観、人とのふれあいなどの点から総合的に評価を行った結果、座禅川上流、鷹取山山麓、神奈川大学周辺が総合評価でA評価となりました（23頁参照）。

この評価書に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。

(2) 水辺の環境

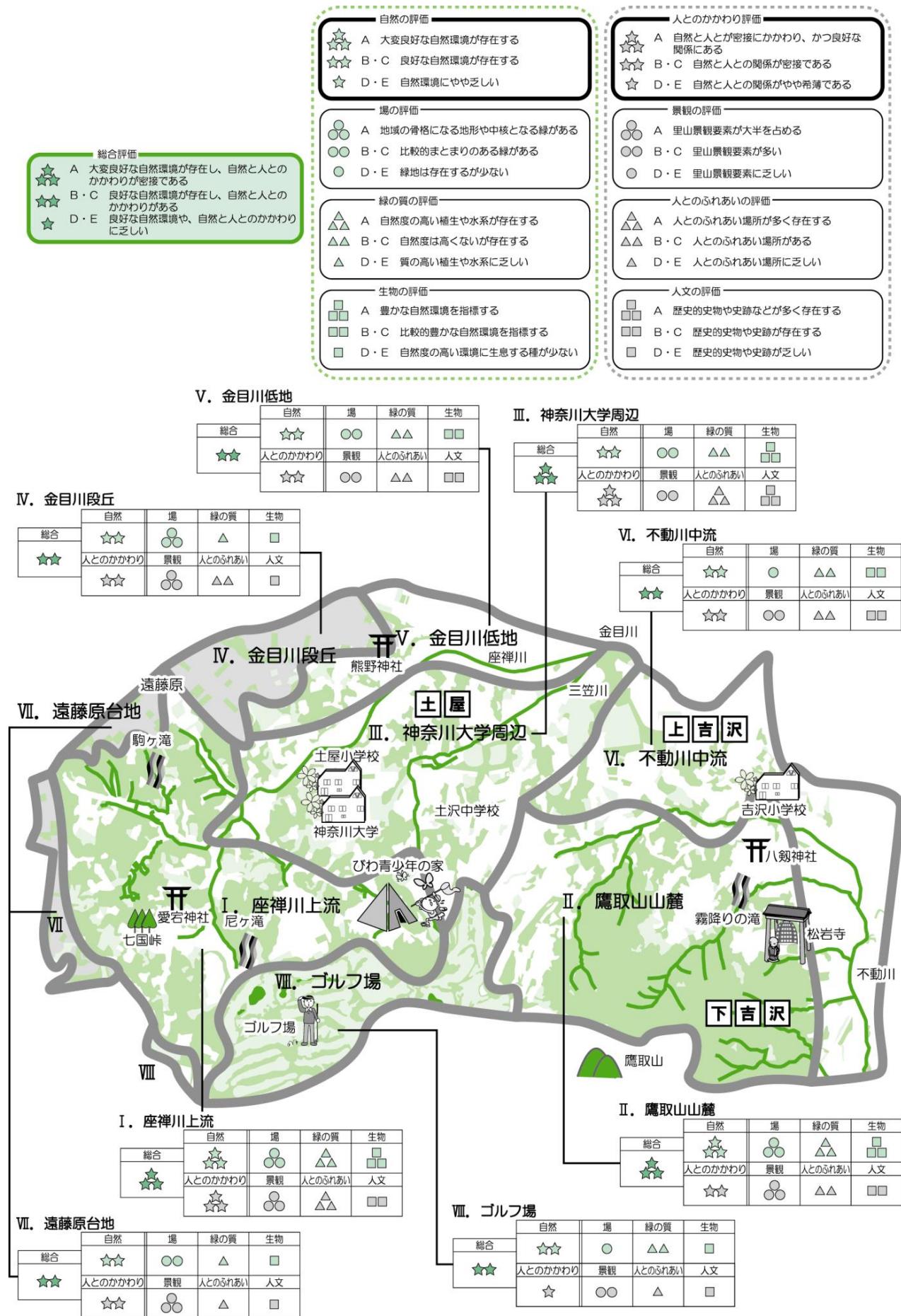
平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いている。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。また、市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されている一方で、河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。

（3）農地の環境

本市では、県内一位の収穫量を誇る稻作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。

西部丘陵地域の畠地や谷戸田、相模川・金目川・鈴川・渋田川沿いに広がる田畠は、食糧供給の場であるだけでなく、大気の浄化や、多様な生物のすみかとなるなど、さまざまな機能を持っています。近年は、農家の高齢化・減少、後継者不足、さらには有害鳥獣による被害等により、農地の維持が難しくなっています。また、農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等の環境に対する配慮や荒廃農地の解消など、新たな時代への対応も求められています。

■ 西部丘陵地域自然環境評価（総合評価編）の概要



2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組

(1) 生物多様性の保全

多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。本市では、貴重な生物の生息が確認されている一方で、外来種の侵入、都市化による影響など、生物多様性の低下が危惧されることから、生物多様性を保全し活用するための（仮称）生物多様性行動計画策定に向けて、ひらつか生物多様性推進協議会と検討を行っています。

(2) 里山の自然

ア 里山保全モデル地区

里山らしさがよく残された西部丘陵地域の自然を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。

里山保全モデル地区の概要

場 所：平塚市土屋字頭無地区

面 積：10,510 m²（平成30年度末現在）の土地を地権者から市が借り受けています。

環境状況：かつて、国蝶であるオオムラサキの生息が観察されていましたが、近年発見の事例がありません。整備を続けたことで、良好な環境であることの指標となる植物がみられるようになりました。今後も継続的に整備を実施することでオオムラサキが再び生息する里山を目指します。



整備前



整備後



里山保全モデル地区

イ 里山の自然とのふれあい

市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。



里山体験フィールド

(3) 水辺の自然

ア 水辺の自然環境の保全・再生

河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。

河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。



イシックス馬入のお花畠

相模川では、イシックス馬入のお花畠において、「馬入花畠の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。また、市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。

相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。

イ 川や海とのふれあい

川や海に恵まれた本市の自然環境を生かし、川や海とのふれあいを推進しています。「馬入水辺の楽校」では、子どもたちの遊びや自然体験の場として、イベントなどを実施しています。

また、地元小学生によるヒラメの稚魚放流を支援するなど、川や海に親しむ機会を提供しています。

(4) 農地の保全と活用

ア 農業の活性化の推進

農業者の高齢化など後継者不足が進行する中、農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 担い手育成事業

農業生産環境の充実を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者への支援をとおして農業経営改善計画認定推進活動を実施しています。また、「農業支援ワンストップ相談窓口」を設置し、農業者からの営農相談や、農地の貸借などの相談について関係機関が連携して、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 援農ボランティア事業

農家の農作業を手助けするボランティアを募り、人手が必要な農業者とのマッチングを行い、農家へ派遣する援農ボランティア事業を実施しています。

● 農地の貸し借りの促進

農業者の高齢化・担い手不足により遊休農地が増加しています。農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的に、農地を貸したい・借りたいという農家双方の仲立ちをして貸し借り促進の事業を行っています。

イ 環境に配慮した農業

県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。また、家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

ウ 市民と農業とのふれあい

市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の整備を進めています。

● 市民農園整備

平成 7 年度から市民農園を開設し、整備を進めています。平成 30 年度末現在では、23 園（1,192 区画）を開設しています。

■ 市民農園一覧

①	岡崎土部市民農園第1	岡崎3746-1
②	田村市民農園	田村1丁目4652
③	豊田市民農園	豊田打間木620-1
④	根坂間市民農園	根坂間12-1
⑤	万田市民農園	万田833
⑥	北金目市民農園第1	北金目899
⑦	南豊田市民農園	南豊田268-1
⑧	南豊田古川市民農園	南豊田513-1
⑨	岡崎土部市民農園第2	岡崎3624-1
⑩	北金目市民農園第2	北金目896-1
⑪	北豊田市民農園	北豊田126-1
⑫	南豊田古川市民農園第2	南豊田574-1
⑬	神田地区市民農園第2	田村1丁目4629-1
⑭	東豊田市民農園	東豊田496-1
⑮	まとい市民農園	纏414
⑯	岡崎下ノ坪市民農園	岡崎55-1
⑰	千須谷市民農園	千須谷寺ノ上26-1
⑱	豊田小嶺市民農園	東豊田283
⑲	飯島市民農園	飯島54
⑳	金田市民農園マイ菜ファーム	寺田縄457-1
㉑	吉沢市民農園	上吉沢39
㉒	西真土市民農園	西真土4丁目836-1
㉓	小鍋島市民農園	小鍋島493-1

● ひらつか花アグリの整備・推進事業

市民が農業に親しむ場として、情報発信・直売機能、大型市民農園機能などを併せ持つ「ひらつか花アグリ」の整備を進め、平成 22 年 1 月から同年 4 月に順次開設しました。

開設後、県や市、花菜ガーデン及び湘南農業協同組合等で組織した「ひらつか花アグリ事業者連絡会」において、広報活動や具体的な検討・調整を行い、農業理解及び農業振興を推進する事業展開を行っています。

ひらつか花アグリの概要

ひらつか花アグリとは、園芸や農業を体感・体験できるエリアの総称です。春・秋のバラをはじめとした四季折々の花に囲まれて、園芸や農業を学ぶことができる「花菜ガーデン」、地元の新鮮野菜や果実、平塚漁港で水揚げされた魚、地元の農作物を使ったジェラート等を販売する大型農産物直売所「あさつゆ広場」、周辺のイチゴ農家による収穫体験農園「湘南いちご狩りセンター」、農業相談ができる「農の体験・交流館」、市民農園「マイ菜ファーム」で構成されていて、エリア全体で農の魅力を発信し農業の理解促進を図っています。



工 地産地消の促進

● 地産地消の促進

地場農水産物に関する情報発信やイベントでのPRに努めるとともに、学校給食における地場農水産物の活用を推進しています。

平成30年度は、平塚産農産物PRキャラクター「ベジ太」の絵本や着ぐるみを活用して平塚産農産物をPRしたほか、野菜づくり体験や魚のさばき方教室等の体験事業を通じて地産地消を推進しました。

学校給食では、平塚産農水産物を積極的に使用しています。平塚産農産物を使用した献立の日には、全小学校で給食配膳ワゴンにベジ太ポスターを掲示し、平塚産品使用をPRしました。

● 地場産業の振興

本市と湘南ひらつかふれあいマーケット出店者会との協働により開催する湘南ひらつかふれあいマーケット（朝市）等において、平塚で生産された野菜や、干物・惣菜・季節の花・湘南ひらつか名産品などを販売しました。

また、市内外のイベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。



湘南ひらつかふれあいマーケット

第3章 都市環境分野

1 都市環境の現状

■ 「都市環境」にかかる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	30年度目標	30年度実績
花とみどりのまちづくりの推進・花苗の配布箇所数	40箇所	40箇所
花の名所づくり・花の名所箇所数	11箇所	11箇所
土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進・土地区画整理事業の進捗率	—	2%
自転車通行帯の整備・平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率	24%	24%
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数（個人・団体）	36件	28件

（1）公園緑地

公園や緑地は、身近なところで人と自然がふれあうことができるだけでなく、災害時の一次避難場所としての位置付けなど、防災面でも重要な役割を果たします。本市の都市公園の面積は、平成30年度末現在 141.96ha であり、徐々に増加しています。

◆◆公園整備状況◆◆

公園種別	箇所数	面積
街区公園	218箇所	27.66ha
近隣公園	13箇所	16.36ha
総合公園	2箇所	42.59ha
運動公園	1箇所	10.04ha
風致公園	1箇所	23.94ha
墓園	1箇所	10.40ha
都市緑地	42箇所	8.63ha
緑道	4箇所	2.34ha

（2）まちの美化

快適な生活を守り、豊かで暮らしやすい社会をつくるため、平成18年10月に「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しました。この条例では、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふん尿等の放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進することとしています。「クリーンひらつか指導員」や「クリーンひらつか推進員」の活動を通じて条例の周知・徹底を図るとともに、地域の自主的な美化活動を促進するため、「美化推進モデル地区」を指定し、活動の支援を行っています。

2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組

(1) みどりのネットワークの形成

ア 拠点となるみどりの確保

本市では、平成22年3月に「平塚市緑の基本計画（第2次）」を策定しました。この計画に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。

公園が清潔で市民の憩いの場として機能するように、職員の管理作業や業者への業務委託により対応していますが、公園数も増加していることから、地域住民等により公園愛護会を結成していただき、地域の財産である公園への愛護活動の積極的な参加を促進しています。

イ みどりのつながりの確保

● 公共施設や地域のみどり

公共施設に緑化の推進を図るために、花苗を配布しています。また、花とみどりのモデル地区である八重咲町自治会に花苗を提供し、地域住民の理解と協力を得ながら植栽及び管理を行っています。



花とみどりのモデル地区

● 生垣の設置と良好な樹木等の保全

身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。

■保全樹林等の指定状況

樹林	8箇所	48,245.22m ²
樹木	32箇所	54本
生垣	5箇所	268.20m

(2) 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

ア 緑化に関する普及啓発

緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。平成30年度は、第45回として4月28日（土）と4月29日（日・祝）の2日間、総合公園を会場に実施し、63,000人の来場がありました。また、多くの人に緑化について考えてもらうため、緑化ポスターコンクールや標語コンクールを開催しています。平成30年度は緑化ポスターコンクールに294点、標語コンクールに676点の応募があり、ポスター作品の展示会には918人の来場がありました。

イ 市民の緑化活動に対する支援

みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。また、地域の人たちにより自主的な清掃活動を行う公園愛護会に対して交付金による支援、総会や研修会の開催、会報誌の発行を行っています。

ウ 事業所等における緑化

平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

(3) さわやかで清潔なまちづくりの推進

ア 美化推進モデル地区

平成18年10月に施行した「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた美化推進モデル地区を指定しています。この美化推進モデル地区の制度は、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容を審査した上で、その地域を美化推進モデル地区として指定し、活動内容に沿ったさまざまな支援を行う制度です。

モデル地区に指定した地域へ美化啓発用ちらしの作成や清掃道具の提供などによる支援を行うとともに、地域内に設置した看板によってモラル向上を呼びかけるなど、地域の課題解決に向けた支援を行っています。

■美化推進モデル地区

1	めぐみが丘地区自治会
2	花水地区クリーン平塚推進委員会
3	横内団地連合自治会環境部
4	湘南ひらつか・ゆるぎ地区
5	なでしこ地区自治会連絡協議会

イ 地域における美化活動

本市における美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に定められたポイ捨て等を防止するため、各種団体の協力を得てキャンペーンを実施し、清潔なまちづくりに向けた啓発を行っています。

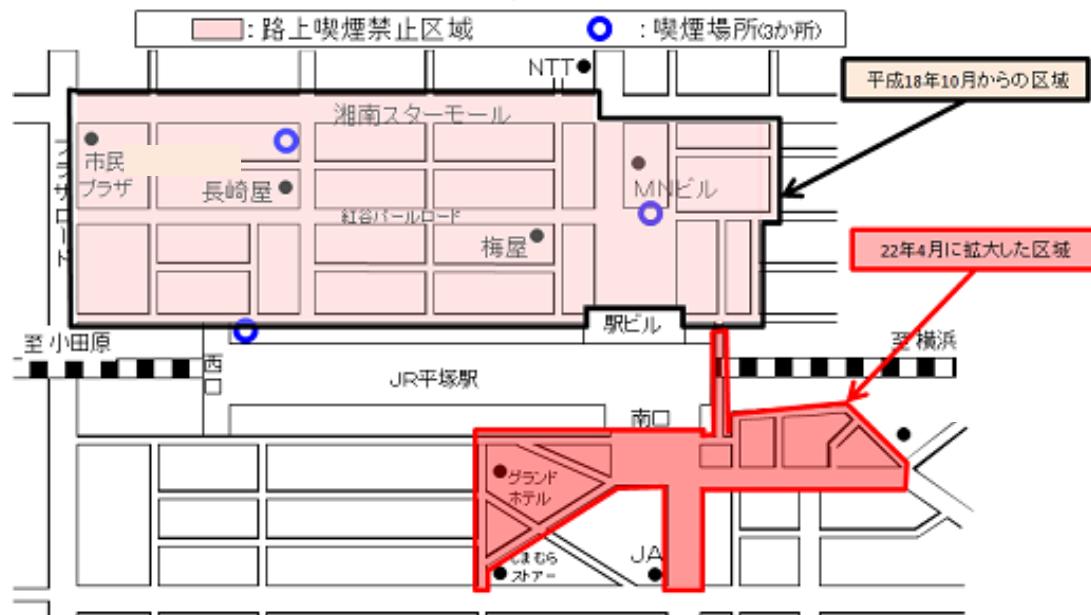


路上喫煙禁止区域

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の施行に伴い、平塚駅北口及び西口周辺を路上喫煙禁止区域に設定しました。

平成22年4月から平塚駅南口周辺にも広がりました。

路上喫煙禁止区域図



ウ ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

平成30年4月に「平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン」を策定し、地域や動物病院、ペットショップなどの場を中心に啓発を図っています。

犬の登録や狂犬病予防注射、飼い主のマナーの啓発をするため、犬の飼い主を対象としたしつけ方教室を開催し、平成30年度は31人が参加しました。

地域猫活動の取組を促進するため、野良猫問題が発生している地域で説明会を実施しました。また、野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付しました。平成30年度はオス209匹、メス326匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助を行い、1か所の自治会に地域猫の説明を行いました。保護犬、猫と里親の出会いの場として、犬猫の譲渡会を動物愛護センターと共に開催しました。

(4) 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

ア 景観づくり

平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」を平成20年12月に策定するとともに、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20年12月に制定し、共に平成21年4月から施行しています。

平成30年度は、同計画・条例の周知を行うとともに、景観パネル展や私が好きなまちかどスケッチ展などを通じて、景観啓発を行いました。民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観の事前相談及び協議を行いました。

また、本市西部地域の貴重な自然環境や地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が主催する活動に参加するとともに、東京農業大学が主催する地域再生研究部会フォーラムに参加しました。



景観重点区域「海へのシンボル軸」

なぎさプロムナードの様子

平塚市景観計画

本市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組から、より魅力的に伸ばしていくこうという計画です。景観類型や景観要素の特性を生かした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観の創出をめざします。

《多面的な景観づくりの枠組みと推進体制》

- ①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進める
- ②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組を始め、地域の特性をいかした景観づくりを進める
- ③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進める
- ④平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観審議会などの第三者機関をはじめ、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備する

平塚市景観条例

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続きや、景観重点区域内で建築物の建築などを行う場合の手続き、良好な景観づくりを

進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。

イ 屋外広告物

本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成24年12月に平塚市屋外広告物条例を制定し、平成25年7月1日に施行しました。まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。

ウ 建築・開発の誘導

本市では、平成20年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行しており、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

エ 平塚らしい景観の保全と活用

平塚八景やハイキングコース等を快適に利用できるよう、清掃や修繕を実施しています。また、活用を図るため、観光パンフレットを作成しPRを行っています。

歴史的建造物の保存と活用を図るため、移築復原工事・整備を進めた旧横浜ゴム平塚製造所記念館がハ幡山公園内に平成21年4月に開館し、平成30年度は歴史講座、文化講座や音楽演奏会、利用団体による活動成果発表会などを開催しました。

また、金目エコミュージアム推進委員会は、ガイドボランティア活動、自然に親しみ体験することができるイベントを開催し、自然や歴史、文化財の保全と活用を進めています。

（5）環境共生モデル都市の形成

東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区を一体化したまちづくりとしてツインシティの整備を進めています。整備にあたっては、環境に対する負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市をめざしています。

まちづくりの基盤整備については、平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合により進められています。また、「環境と共生するまちづくり検討会」等において環境共生の取組についての研究・検討を行っています。

（6）交通の円滑化の推進

ア 総合的な交通計画

平成22年4月に策定した平塚市総合交通計画に基づき、高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球環境の保全に向け、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境にも配慮した交通施設整備などの総合的な交通計画の検討を行っています。また、これに関連して、平塚市自転車利用環境推進計画を平成27年3月に策定し、平成30年度は平塚市地域公共交通網形成計画の策定作業を進めました。

イ 交通による環境負荷の低減

交通の円滑化や環境に対する負荷の低減を図るため、交差点の円滑化の推進や、路線バス・鉄道等の利便性向上や利用促進に向けて、平塚市地域公共交通活性化協議会を開催する等、関係機関との協議を進めています。路線バスについては、神奈川県地域交通研究会に参加し、バス交通の活性

化や生活路線の運行確保及び公共交通の連続性や利便性向上などについて情報交換を行いました。鉄道については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともにJRなどの関係機関に要望活動を実施しました。

ウ 自転車の利用しやすいまちづくり

平塚山下線や平塚駅稲荷山線など、平塚駅周辺の路線に自転車通行位置の明示をおこない、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。

自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。また、民間自転車等駐車場の補助の周知に努めました。



平塚山下線



平塚駅稲荷山線

(7) ヒートアイランド対策の推進

ア ヒートアイランドの防止

ヒートアイランド現象による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。本市では、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プランへの取組の呼びかけや、グリーンカーテンを普及するため、みどりのカーテンコンテストを開催しました。また、クールシェアスポットとして登録された公共施設にゴーヤ等によるグリーンカーテンを設置することで、ヒートアイランド対策のPRをしました。



みどりのカーテンコンテスト 団体の部

最優秀賞 なでしこ地区町内福祉村

第4章 地球環境分野

1 地球環境の現状

■ 「地球環境」にかかる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	30年度目標	30年度実績
日常生活における環境への配慮の取組の促進・コツコツプランの小中学生家庭の参加世帯の割合	41%	23%
クールシェアスポットの紹介・紹介している施設数	35施設	37施設
家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発・市民一人当たりのごみ排出量	899g	871g (速報値)
事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導・ごみの資源化率	26.5%	25.4%
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数（個人・団体）	36件	28件

（1）地球温暖化の防止

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、海面の上昇や気候変動、動植物の生態系への影響等、私たちの生活への深刻な影響が懸念される中、地球温暖化対策に関する国際的な合意に向けた協議が進められています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

本市では、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等を踏まえて、地球温暖化対策実行計画を編入した平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）を平成29年3月に策定しました。この計画に基づき、市域及び本市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、排出量を推計しています。

また、削減目標達成のために取組を設定し、市民や事業者に取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施していきます。

《平塚市の温室効果ガス排出量の削減目標》

平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）

平成38年度（2026年度）における市内からの二酸化炭素排出量を平成25年度（2013年度）の二酸化炭素排出量から18.5%削減することを目指します。

◆◆平塚市域における平成29年度二酸化炭素排出量◆◆

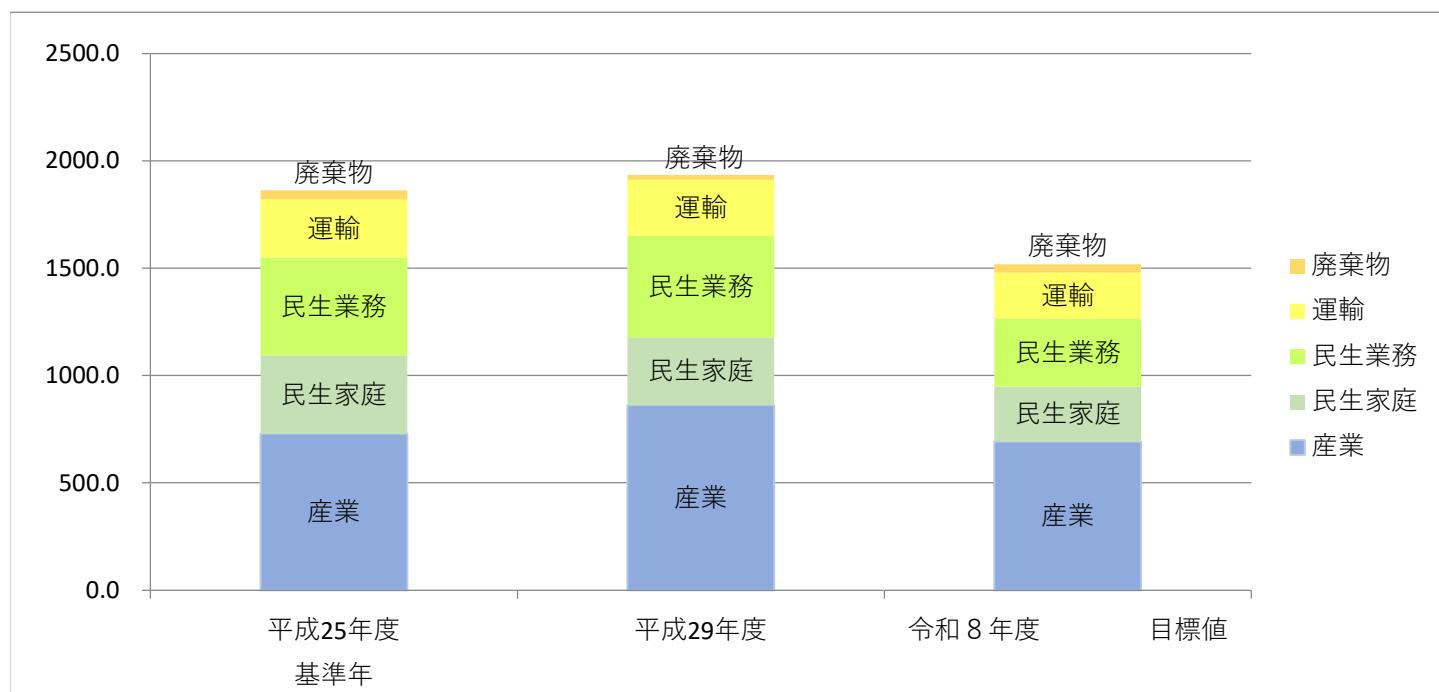
(単位:千t-CO₂)

		平成25年度 基準年	平成29年度 ①	令和8年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③(①-②)	
CO ₂ 総排出量		1,862.0	1,934.7	1,518.0	417	-22%
部門 別 排 出 量	産業	728.6	862.1	692.2	170	-20%
	民生家庭	365.5	316.2	255.5	61	-19%
	民生業務	454.5	471.6	316.3	155	-33%
	運輸	271.8	262.5	214.5	48	-18%
	廃棄物	41.6	22.3	39.5	-17	

※削減量③は、小数点以下を四捨五入し掲載しています。

◆◆平塚市域からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

(単位:千t-CO₂)



平成29年度の二酸化炭素排出量は193万4千7百トンで、平成25年度（基準年）と比較して約7万トン増加しました。部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度（基準年）と比較して産業部門、民生業務部門は増加していますが、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物は減少しています。

◆◆本市の事務事業（平塚市役所の業務）からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

(単位 : kg-CO2)

	H25年度（基準年度）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	削減率 (H25年度比)	削減率 (H28年度比)
電気	18,400,164	17,493,399	16,329,268	16,346,445	16,844,321	8.5%	-3.0%
ガソリン	326,301	315,471	327,533	300,626	294,409	9.8%	2.1%
灯油	331,962	379,367	504,036	475,326	369,578	-11.3%	22.2%
軽油	729,606	712,196	738,768	785,704	731,519	-0.3%	6.9%
A重油	228,551	189,483	101,508	131,627	144,443	36.8%	-9.7%
LPG	239,846	185,441	182,740	122,374	133,411	44.4%	-9.0%
都市ガス	4,277,733	4,362,170	4,148,433	3,929,211	4,000,572	6.5%	-1.8%
CNG	36,321	25,042	17,163	3,019	1,103	97.0%	63.5%
小計	24,570,484	23,662,567	22,349,448	22,094,332	22,519,356	8.3%	-1.9%
一般廃棄物	19,613,492	19,459,506	25,031,578	23,477,824	21,654,040	-10.4%	7.8%
合計	44,183,977	43,122,074	47,381,026	45,572,156	44,173,396	0.0%	3.1%

※表の平成28年度までの二酸化炭素排出量は、前地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく数値です。平成29年度以降の排出量は、平成29年度から平成38年度を計画期間とする、現行の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき算定しています。平成30年度の排出量は、算定基礎となるデータの収集の都合により、令和元年度環境年次報告書に掲載予定です。

2017年度（平成29年度）の本市の事務事業（市役所の業務）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、44,173トンで、平成28年度と比較して1,399トン減少しています。

平成29年度については、節電の取組等の結果、電力使用による二酸化炭素排出量は、基準年度比8.5%の減少となりました。一般廃棄物の二酸化炭素排出量については、基準年度比10.4%の増加となりました。可燃ごみの焼却量は基準年度比で2.4%削減されましたが、二酸化炭素の排出量は、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合等によって変化するため、増加となりました。

全体の排出量は、基準年度（平成25年度）と比較して増減なしとなりました。

(2) 再生可能エネルギー導入の推進

本市では、再生可能エネルギーに関する普及啓発事業等を実施することで、市民に再生可能エネルギーに関する情報を提供するとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギーを導入し、普及を図ります。

温室効果ガスの削減のためにも、再生可能エネルギーの導入をより一層進めていく必要があります。

(3) ごみの減量化・資源化の推進

平成16年4月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。



平塚市環境事業センター

また、平成25年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会実現に貢献すべきものとして位置付けをしており、「安心・安全な処理体制の確保」、「低炭素社会実現への貢献」、「焼却残さの有効利用・最終処分量の低減」、「環境教育への貢献」、「効率性の確保」、「周辺環境・周辺地域への配慮」という6つのコンセプトを掲げ、運営を行っています。

今後も引き続き、循環型社会実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の「3R」を推進していきます。

2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

(1) くらしや事業活動における環境への配慮

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン」への参加の呼びかけや、地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す「COOL CHOICE (クールチョイス) ひらつか」等を実施することで、環境に配慮したくらしの普及を図っています。

ア クールチョイスひらつか

本市では、国が進める地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE (クールチョイス)」に賛同し、「COOL CHOICE (クールチョイス) ひらつか」として、平成30年度は「ひらつかクールシェア 2018」、「ライトダウンひらつか2018」、「ひらつかEV推進アクション2018」を実施しました。

● ひらつかクールシェア2018

涼しく過ごせる市内の公共施設や民間施設などをクールシェアスポットとして紹介し、市民に利用していただくことで、家庭でのエアコンの使用を削減しました。

平成30年度は、37施設（民間15施設、県2施設、市20施設）をクールシェアスポットとして紹介しました。

● ライトダウンひらつか2018

市内の事業所や家庭に一斉消灯と星空の観察を呼び掛け、地球温暖化や過剰な照明の問題を考えもらいました。

平成30年度は、8月10日（金）午後7時～8時30分に市内一斉消灯を呼び掛け、市内の33事業所等が協力宣言をしました。

●ひらつかEV推進アクション2018

電気自動車の試乗会等を実施することで、走行時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素や排気ガスを排出しない電気自動車の普及促進を図りました。

平成30年度は、ひらつか環境フェア2018の開催に併せて、7月21日（土）、7月22日（日）に電気自動車の試乗会を実施しました。

イ 環境に配慮した電力契約の推進

講演会等を通して、温室効果ガスの排出が少ない電力事業者など、環境に配慮した電力契約の普及啓発を行いました。

平成30年度は、ひらつか環境フェア2018の開催に併せて、7月18日（水）～7月22日（日）の期間で電力の地産地消パートナー事業者の紹介パネル展示を実施しました。また、12月1日（土）に開催された「くるりんまつり」で、相談会を実施しました。

ウ 電気自動車の充電設備の設置

地球温暖化対策の一環として、電気自動車の利用しやすい環境整備を進めるため、平塚市役所本館に電気自動車の充電器を設置し、平成30年1月4日から利用を開始しました。

平塚市が設置した急速充電器1基と、駐車場の管理運営会社が設置した普通充電器2基があり、そのうち急速充電器は、電力の地産地消を進めるため、平塚市環境事業センターでごみ焼却時に発生する熱を利用して発電した電力を供給しています。



市庁舎本館に設置された電気自動車用急速充電器

ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プラン

地球温暖化防止に向けた京都議定書が平成17年2月に発効し、ひとりでも多くの人が温暖化防止のために行動することが求められていることから、本市では、平成17年8月から「ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プラン」を開始しました。

ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プランは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量削減をめざし、日常生活の中できることから取り組むという運動です。平成30年度は、一般家庭編を再開し1,003名が参加し、小・中学生編には3,723世帯の参加がありました。

◆◆ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プランの仕組み◆◆

取り組むメニューを決めましょう

小中学生編

行動メニューから、取り組む項目を選びます。

実行しましょう

選んだ行動メニューに従って取組をはじめ、1か月間続けます。

提出しましょう

提出用紙に必要事項を記載し、環境政策課へ。

※行動メニュー等の詳細については、次のホームページをご覧ください。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02479.html

補助金制度

本市では、身近な資源‘雨’を活用する雨水貯留槽施設・浄化槽転用雨水貯留槽施設の購入費用の一部を補助する事業を実施しました。

雨水タンク	補助対象施設 容量が100リットル以上あり、雨どいからの集水管、雨水貯留槽本体及び排水管で構成される施設 補助金額 雨水貯留槽本体購入価格の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とします
浄化槽転用雨水タンク	補助対象施設 公共下水道排水設備工事を実施する際、不用となる既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨どいからの集水管、浄化槽本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成される施設 補助金額 設置工事費用の2分の1以内の額とし、40,000円を限度とします

※記載内容は、平成30年度の補助制度

エ 環境に配慮した事業活動の普及

環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企業懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。また、本市も一事業者として環境に配慮した率先行動を行っています。

本市の事業活動における環境への配慮としては、環境マネジメントシステムの運用や環境に配慮した公共施設の整備を推進しています。

（2）廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

ア 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

関係団体と連携したごみ減量・資源化に向けた普及啓発や、「くるりんまつり」などのイベントの開催、包装の簡素化、買い物袋の持参を推進する平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度のPRなどを行っています。レジ袋の削減に向けて、平成20年11月1日から、毎月1日を「マイバッグの日」として制定し、普及キャンペーンとして広く市民に買い物バッグを持っていくことを呼びかけています

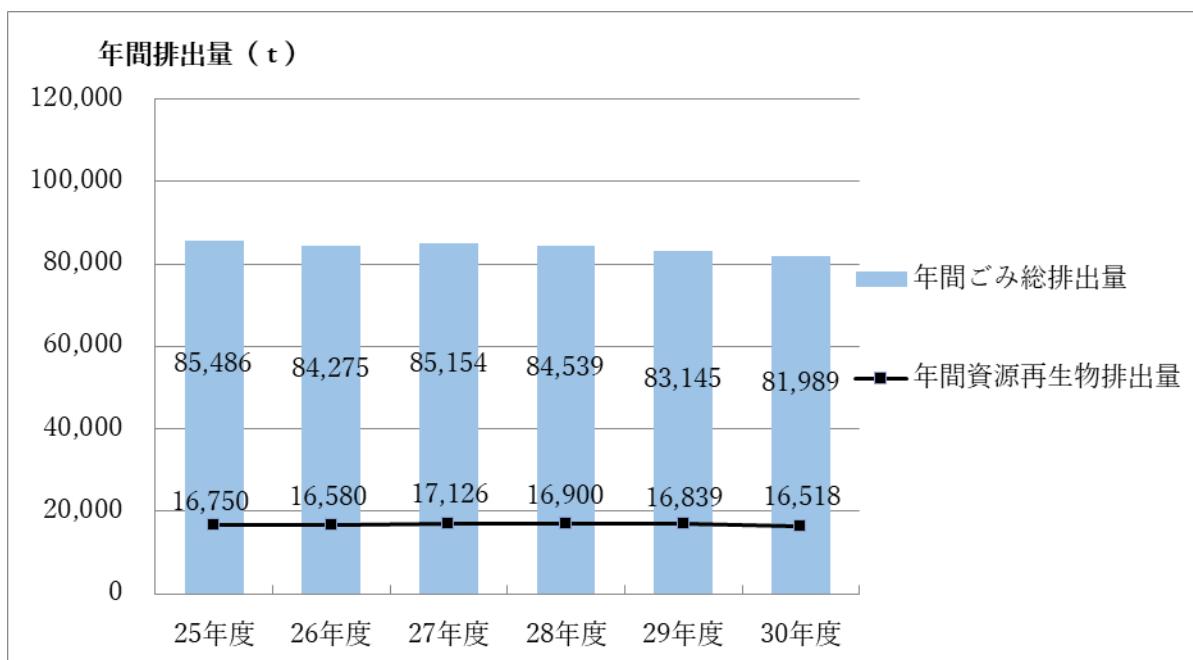


湘南ひらつかマイバッグ

イ 廃棄物の適正処理の推進

平成 25 年 10 月から稼働した現在の環境事業センターでは焼却残さの全量を資源化しています。一市二町（平塚市、大磯町、二宮町）の広域化ごみ処理施設である当センターでは、環境に配慮したより効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献していきます。

◆◆資源再生物・ごみの年間排出量の推移◆◆



（3）不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。また、不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄物を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。

（4）市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進

ごみ処理の問題、河川流域の環境保全、環境共生型モデル都市の形成に向けた取組について、関係する自治体や市民活動との連携・協働によって進めています。

ごみの分別にご協力ください

市内で出される“可燃ごみ”を調べると、約5割が紙・布類です。名刺以上の大きさの紙は、分別すれば再生紙などの資源になり、可燃ごみの量も減らせます。



《名刺サイズ》

第5章 環境保全活動等

1 環境保全活動等の現状

■ 「環境保全活動等」にかかる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	30年度目標	30年度実績
わかば環境ISOの推進・参加校・園数	54校・園	56校・園
市民活動団体等と連携した出前講座等の実施・講座開催回数	11回	11回
ひらつか環境ファンクラブの活動の促進・ひらつか環境ファンクラブ団体会員数	団体会員 28団体	団体会員 29団体

環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する「環境市民」を増やし、取組を広げていくことが必要です。

市内では、学校や事業所、地域など、それぞれの場において環境教育や環境保全活動が進められています。幼稚園・小中学校では、「わかば環境ISO」（学校版環境ISO制度）に沿って園ぐるみ・学校ぐるみで特色ある環境教育が進められています。事業所では、ISO14001の認証取得などによる事業活動を通じた環境配慮の取組が行われています。地域では、市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、行政による連携した活動が展開されています。また、環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等を行っています。

本市では、環境教育の場の提供や各主体への情報提供などにより、「環境市民」の活動を促進するための支援を行っています。

2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

(1) 幼稚園・小中学校などの環境教育

ア わかば環境ISO

「わかば環境ISO」は、環境保全を目指し、身近な学校生活から園児・児童・生徒・教員等が園ぐるみ・学校ぐるみで環境にやさしい活動を継続して実践するための本市独自の制度です。すべての市立幼稚園・小中学校と、7園の私立幼稚園・2園の認定こども園で取組を進めています。園・学校では、国際規格であるISO14001の環境マネジメントシステムを基本として、取り組むメニューを決め(P)、実行・実践(D)、結果の記録(C)をもとに、役割やメニューを定期的に見直し(A)、毎年繰り返して取り組んでいます。

● 取組の推進

取組の内容は、共通メニュー（省資源、省エネ、ごみの減量化）と独自メニューがあり、園・学校ごとに自由に取り組むメニューを選びます。園・学校での取組を充実していくため、「学校担当者研修会」を活用した先進的な取組事例に関する情報提供や、発達段階に応じた取組の例としてホームページを活用して幼稚園や認定こども園、小中学校の取組を紹介しています。

■ 独自メニューの主な取組

グリーンカーテンの活用／エコ通信の発行／園地のビオトープ化／食農教育／ゴミの分別とリサイクルボックスの設置／フラワー・ボランティアによる校内緑化推進／ペットボトルキャップの回収／裏紙回収ボックスの設置／マイはし・ゴミの持ち帰り運動／「振り返りカード」の活用／エアコンの設定温度の調節など

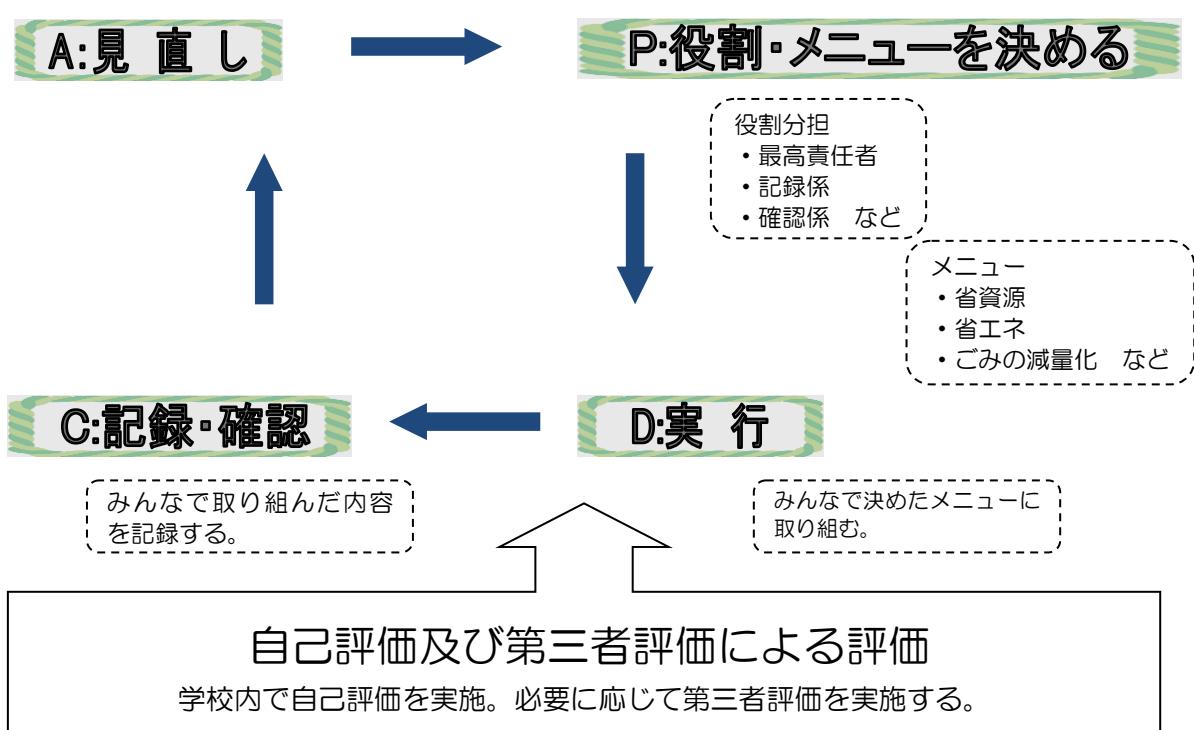
● 評価・わかば証書の交付

平成21年度からは、制度の簡素化を図り、各園・学校ごとに依頼した評価者による評価を実施しています。学校担当者研修会やホームページ等を活用して情報交換をしています。また、3年に1度、各園・学校の代表者が出席していた認定証交付式に代わり、平成21年度から評価者による評価の結果を踏まえ、「わかば証書」を交付しています。平成30年度は、56校・園の小・中学校、幼稚園、認定こども園に証書が交付されました。幼稚園、認定こども園、小学校においては2～3年かけて、全園・校に事務局職員が訪問して直接交付します。



幼稚園での証書交付の様子

わかば環境ISOの仕組み



イ 保育園における環境への取組

七夕飾りやその他製作にペットボトルや牛乳パック等廃材を利用し、有効活用を進めています。また、ゴーヤ等を利用したみどりのカーテンの作製や、各クラスに可燃ごみ、プラクルのごみ箱を設置して分別を意識づけ、手洗いや水遊び時に節水を心がけるなど、園生活の中で子どもたちに資源の大切さを伝えています。さらに、園だよりや開放だより等で環境配慮行動に関する情報を発信したり、保護者参加の給食試食会ではマイ箸・マイ皿を持参してもらうなど、家庭に対しても環境配慮を呼びかけています。

(2) 環境学習の充実に向けた取組

ア ごみ学級

小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。ごみ学級は、ごみの分別などについて小学生が分かりやすく、関心を持てるよう、環境事業センターの見学などを交えて開催しています。

イ 環境学習ガイドホームページ

学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。内容は、「生き物」、「川と水」、「空気」、「食べ物」、「ごみ」、「エネルギー」の6つのカテゴリーから環境問題を考えられるようになっており、本市の環境の現状についても分かりやすく解説しています。

ウ わたしたちの平塚

市内小学校の新3年生に小学校社会科副読本「わたしたちの平塚」を配布し、身近な環境に関する学習機会を提供しました。

エ 環境ポスター・作文コンクール

作品の創作等を通じて小・中学生の環境への関心を高めるため、「ひらつか環境ポスター・作文コンクール」を実施しています。平成30年度は、環境ポスター（小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部）に224点、環境作文（中学生対象）に28編の作品が寄せられました。

※ 令和元年度の環境ポスター最優秀賞作品を本冊子の表紙に掲載しています。

オ 環境学習講座等

子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しています。また、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室（びわっ子クラブ）」や「野鳥観察会」、「水田の生き物観察と小物づくり体験」など、自然や環境について学べるさまざまな学習機会を提供しています。



水田の生き物観察

■平成30年度に実施した主な環境教室

◆こども環境教室 海岸編

内 容：相模湾の動植物についての講義、
海浜植物の観察、
流木・貝殻・シーグラスを使用した工作
実施日：平成30年6月2日（土）
参加者：27人



◆こども環境教室 里山編

内 容：昆虫探し、竹細工教室、
里山遊び
実施日：平成30年8月4日（土）
参加者：65人



◆夏休み金目川の生き物観察会

内 容：水中に住む生き物調べ、みんなでつくる
ミニ水族館と魚とのふれあい、野外顕微鏡で
小さい生物みてみよう
※平成30年7月28日（土）に実施を予定しました
が、台風のため中止



※平成29年度の画像

◆エコキャンドル作り教室

内容：使用済み油からオリジナルろうそくの作成、環境に関するクイズ
実施日：平成30年8月10日（金）
参加者：17人



力 出前講座

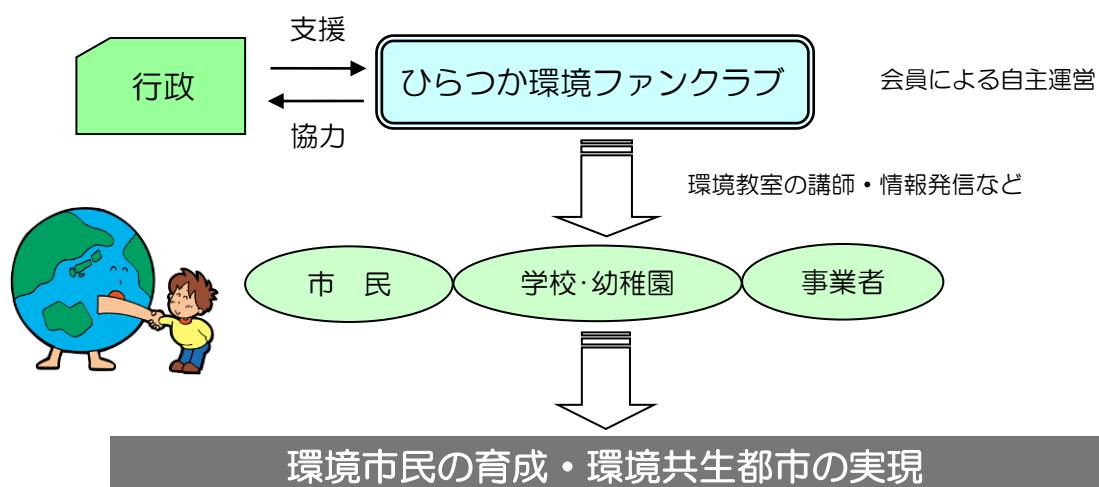
地球温暖化などの環境対策を分かりやすく学べる機会として、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。学校や地域を対象に、平成30年度は11回開催し、866人が受講しました。

(3) 市民の取組に対する支援

ア ひらつか環境ファンクラブ

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。

環境ファンクラブの仕組み



※活動の詳細等は、次のホームページをご覧ください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02467.html

● 会員構成

会員は、18歳以上の個人か市内で活動している団体で、環境関係の有識者や実践者、環境に興味がある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動している市民が登録されています。平成31年3月末現在では、83個人・29団体が登録しています。

■ひらつか環境ファンクラブ団体会員（平成31年3月末現在）

団体名	活動分野	団体名	活動分野
桂川・相模川流域協議会 相模川湘南地域協議会	自然環境	平塚をみがく会	都市環境
金目川水系流域ネットワーク		NPO法人環境デザインセンター	
里山をよみがえらせる会		環境にスマイル、ひらつか	
そうびの会		漂着物を拾う会	
NPO法人暮らし・つながる森里川海		ひらつかEサービス	
エコ・ミュージアム金目まるごと博物館推進委員会		平塚市料理飲食業組合連合会	
社会福祉法人 進和学園 しんわルネッサンス		ごみを活かす会	
土屋里地里山再生グループ	環境教育	石けんビレッジ	地球環境
平岡幼稚園		湘南地域行政モニターOB会	
神奈川県地球温暖化防止活動推進員平塚・大磯・二宮地区会		NPO法人かながわ天ぷら油回収センター	
湘南1000年の森俱楽部		NPO法人ひらつかエネルギーカフェ	
河内川あじさいの会		平塚友の会	
子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」		NPO法人WE21 ジャパンひらつか	
NPO法人神奈川県環境学習リーダー会		ペットキャップリサイクル湘南	
ひらつかグリーンクラブ			

● 活動内容

平成30年度は、多くの市民が環境活動に自ら率先して取り組むために環境市民を養成することを目的として環境市民講座を開催しました。また、「ひらつか環境フェア2018」などに参加し、子どもや家族連れを対象とした環境教室や会員の活動を紹介したパネル展示をしました。



環境フェアでの環境教室の様子

イ 地域の環境保全を担う団体への支援

緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。

(4) 企業の取組に対する支援

環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企業懇話会を開催しています。講演会や施設見学会、環境への取組事例の紹介等、企業間の情報交換を通じて、企業の環境意識の維持・向上を図っています。本市では、この懇話会の開催を支援するとともに、講演会等の機会を利用し、市の環境政策への協力の依頼や公害関係法令に関する説明会を実施しています。



環境共生型企業懇話会の様子

第3部

平成30年度環境基本計画 事業実績及び評価

- 1 評価基準**
- 2 施策分野ごとの評価**
- 3 計画全体の評価**
- 4 個別施策ごとの事業実績及び評価**

1 評価基準

評価	実績値、実施内容に対する評価		
	評価基準		
	数値目標がある場合	数値目標がない場合	
	達成率100%超	目標を超える実績が得られた場合	5
	達成率80%以上 100%以下	目標を達成した場合 目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合	4
	達成率50%以上 80%未満	概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかつた場合	3
	達成率10%以上 50%未満	あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合	2
	達成率10%未満	目標値を著しく下回った場合 計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかつた場合	1
	その他	方針を変更又は廃止した場合 未実施又は実績等がでておらず評価できない場合	—

2 施策分野ごとの評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価	
1 安全な生活環境を確保します(生活環境分野)	4.2	1-1 大気環境・水環境を保全します	4.5	1 大気環境の保全対策の促進	4.5	①事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	4.0	
				②大気汚染状況の監視測定等の実施		5.0		
			4.0	2 水環境の保全対策の促進		①家庭からの生活排水の適正な処理の促進	3.5	
				②事業活動に伴う排水の適正な処理の促進		4.0		
				③水質汚濁状況の監視測定等の実施		5.0		
	4.1	1-2 安全で快適な生活環境を確保します	4.0	1 化学物質対策の促進	4.0	①化学物質に関する情報収集・提供	4.0	
				②化学物質対策の促進		4.0		
			4.0	2 土壤汚染・地下水汚染への対応	4.0	①土壤汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4.0	
				②地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認		4.0		
			4.0	3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組	4.0	①自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4.0	
				②工場・事業場に対する規制・指導の実施		4.0		
				③悪臭への対応		4.0		
				④地盤沈下の防止		4.0		
施策No.	個別施策			評価	評価の説明（施策分野）			
1	工場・事業場に対する指導等の実施			4	施策分野全体の評価としては、「4. 1」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価を得ることができました。また、重点施策の「大気汚染状況の監視測定等の実施」（施策No. 2）については、昨年度に引き続き目標を超える実績を得ることができました。一方、「合併浄化槽の設置促進」（施策No. 3）の評価は「3」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）となりました。当該施策については、市ウェブページ、広報紙、申請案内等を通して市民の事業の理解を深めることで、目標達成を目指します。今後も分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、安全な生活環境の確保を推進します。			
2	大気汚染状況の監視測定等の実施※重点施策			5				
3	合併処理浄化槽の設置促進			3				
4	水洗化の促進			4				
5	工場・事業場に対する指導等の実施			4				
6	水質汚濁状況の監視測定等の実施			5				
7	化学物質に関する情報収集・提供			4				
8	化学物質の適正管理の促進			4				
9	ダイオキシン類対策の促進			4				
10	土壤汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進			4				
11	地下水汚染状況の監視測定の実施			4				
12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施			4				
13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応			4				
14	工場・事業場に対する規制・指導等の実施			4				
15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実			4				
16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導			4				

(2) 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	評価	施策の内容	評価
2 自然環境を保全・再生します(自然環境分野)		2-1 生物多様性を保全します	4	1 生物多様性の保全対策の推進	①野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討 ②生物生息空間の保全対策の推進 ③野生生物への理解の促進 ④有害鳥獣対策の推進 ⑤特定外来生物の防除 ⑥生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	4.0 4.0 — 4.0 4.0 4.0
		2-2 里山を保全・再生します	4.3	1 里山の保全・再生とふれあいの推進	①西部丘陵地域資源まちづくり支援 ②市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進 ③里山の自然とふれあいの促進	4.0 5.0 4.0
	4.0	2-3 水辺の自然を再生します	3.9	1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進	①川や海の自然環境の保全と再生 ②川や海とのふれあいの促進	4.0 3.8
		2-4 農地を保全・活用します	4.0	1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進 2 環境に配慮した農業の推進	①農業活性化の推進 ②農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進) ③地産地消の推進 ①環境保全型農業の促進 ②家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成 ③自然環境に配慮した農道・水路等の整備	3.8 4.3 4.0 4.0 4.0 4.0
施策No.	個別施策			評価	評価の説明 (施策分野)	
17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討			4	施策の分野としては、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価となりました。また、重点施策の「市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進」(施策No. 26)、「農業理解の促進」(施策No. 47)については、昨年度に引き続き目標値を超える実績を得ることができました。一方、「援農ボランティアの促進」(施策No. 41)については、目標を達成することができなかつたため、市広報やチラシ等で事業の周知を徹底することで、目標の達成を目指します。今後も分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、自然環境の保全、再生を推進します。 「自然についての展示、講座、観察会等の実施」(施策No. 21)については、荒天により金目川の生き物観察会が中止となり正確な評価が出来ないため、施策分野ごとの評価対象からは外しました。今後は、地球温暖化による極端な気象状況が頻発することも考慮し、事業実施団体共に有効な事業の実施方法等を検討していきます。	
18	野生生物の情報収集・発信			4		
19	みどりと水辺のネットワークの形成			4		
20	生物空間の維持管理と利用			4		
21※	自然についての展示、講座、観察会等の実施※重点施策			-		
22	鳥獣による生活被害防除の推進			4		
23	特定外来生物の防除			4		
24	市民活動団体等の活動促進			4		
25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業			4		
26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進※重点施策			5		
27	里山体験教室等の開催			4		
28	水辺・海辺の市民活動の促進			4		
29	海岸浸食対策の促進			4		
30	海底耕うんの実施			4		
31	桂川・相模川流域協議会への参加			4		
32	金目川水害予防組合の活動の支援			4		
33	湘南里川づくりへの参加			4		
34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援			4		
35	馬入花畑の整備			3		
36	水辺の散策路の維持管理			4		
37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化			4		
38	都市漁村交流活動の支援			4		
39	稚魚放流体験の実施			4		
40	担い手育成事業			4		
41	援農ボランティアの促進※重点施策			2		
42	農地の貸し借りの促進			5		
43	農業振興地域整備計画の推進			4		
44	有害鳥獣による農業被害対策の推進			4		
45	市民農園の利用促進※重点施策			4		
46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進			4		
47	農業理解の促進※重点施策			5		
48	農の多面的機能の支援			4		
49	地産地消の推進			4		
50	地場産品の普及			4		
51	環境保全型農業の促進			4		
52	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成			4		
53	自然環境に配慮した農道・水路等の整備			4		

(3) 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価	
3 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）	3.8	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	3.9	1 みどりのネットワークの形成	3.7	①拠点となるみどりの確保 ②みどりのつながりの確保 ③市民や事業者による緑化活動の支援と促進	4.0 3.3 4.0	
				2 さわやかで清潔なまちづくりの推進		①さわやかで清潔なまちづくりの推進 ②ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	4.0 4.0	
				3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進		①平塚らしい景観のあるまちづくりの推進 ②平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	4.0 4.0	
			3.8	1 環境共生モデル都市の形成	3.5	①ツインシティの形成に向けた取組の推進	3.5	
				2 交通の円滑化の推進		①交通による環境負荷の低減 ②自転車の利用しやすいまちづくり ③交通の分散と円滑化	4.0 4.0 4.0	
				3 ヒートアイランド対策の推進		①ヒートアイランド対策の推進	3.8	
				評価の説明（施策分野）				
				施策の分野の評価としては、「3.8」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）に達しませんでした。また、「クール・タウンの普及啓発の実施」（施策No.87）、「生垣の設置促進と良好な樹木等の保全」（施策No.56）については、昨年度よりも評価が下がり、目標を達成することができませんでした。「クール・タウンの普及啓発の実施」は、市民の事業への理解を深める講習会等を実施し、「生垣の設置促進と良好な樹木等の保全」は、生垣設置補助金の拡充内容の周知を徹底することで、目標の達成を目指します。今後も分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、快適な都市環境の保全、創造を推進します。				

施策No.	個別施策	評価
54	身近な公園整備の推進	4
55	花とみどりのまちづくりの推進※重点施策	4
56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	2
57	道路沿いの緑化	4
58	緑化に関する普及啓発の実施	4
59	市民の緑化活動に対する支援	4
60	事業所等における緑化の促進	4
61	美化推進モデル地区における取組の支援	4
62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	4
63	野良猫による生活被害軽減策の実施	4
64	飼い主への意識啓発	4
65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	4
66	建築協定制度の導入の促進	4
67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	4
68	花の名所づくり※重点施策	4
69	平塚八景の活用	4
70	歴史的・文化的資源の保存と活用	4
71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	4
72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進※重点施策	—
73	ツインシティの整備の推進	4
74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	4
75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	4
76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	4
77	ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	4
78	バス交通の整備促進	4
79	道路の新設・改良	4
80	鉄道交通の整備促進	4
81	自転車通行帯の整備※重点施策	4
82	駐車場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	4
83	新しい公共交通システムの検討	4
84	建物等の緑化の促進	4
85	身近な公園整備の推進(再掲)	4
86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	4
87	クール・タウンの普及啓発の実施※重点施策	3

(4) 地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
4 地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）	4.0	4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます	3.9	1 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4.3	①一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4.0
				2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進		②新たな再生可能エネルギーの促進	5.0
				3 市の事業活動における環境への配慮	3.6	①環境に配慮したくらしの普及	3.6
		4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます	4.2	2 不法投棄防止対策の推進	4.1	②環境に配慮した事業活動の普及	4.0
				1 廃棄物の発生抑制・資源化の推進		①廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.2
				2 不法投棄防止対策の推進	4.3	②廃棄物の適正処理の推進	4.0
				3 市の事業活動における環境への配慮		①不法投棄防止対策の推進	4.3
				4 市の事業活動における環境への配慮		②不法投棄防止対策の推進	4.3
				5 市の事業活動における環境への配慮		③不法投棄防止対策の推進	4.3
				6 市の事業活動における環境への配慮		④不法投棄防止対策の推進	4.3
施策No.				個別施策	評価	評価の説明（施策分野）	
88		事業者の太陽光発電システム等を設置する場合に、費用に対する支援をします。		4		施策の分野としては、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価となりました。また、重点施策の「クールシェアスポットの紹介」(施策No. 9 9)、「家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発」(施策No. 1 0 8)については、昨年度に引き続き目標値を超える実績を得ることができました。一方、「日常生活における環境への配慮の取組の促進※重点施策」(施策No. 9 2)については、昨年度よりも評価が下がり、目標を達成することができませんでした。同施策については、参加率の低い学校へ事業への参加を促す等、取組が市内全域の小・中学校に広がるよう事業周知を徹底することで、目標達成を目指します。今後も市民や事業者が地球環境保全活動を実施しやすい環境を整備することで、地球環境保全を推進します。	
89		再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施		4			
90		省エネルギー機器等に関する普及・促進の実施		4			
91		地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出		5			
92		日常生活における環境への配慮の取組の促進※重点施策		3			
93		電気自動車等に関する普及・促進の実施		5			
94		電気自動車の充電設備の設置		4			
95		防犯街路灯のLED照明の使用		3			
96		道路照明灯のLED照明の使用		2			
97		雨水の有効活用の促進		2			
98		クール・タウンの普及啓発の実施(再掲)		4			
99		クールシェアスポットの紹介※重点施策		5			
100		環境に配慮した電力契約の推進		4			
101		ライトダウンキャンペーンの実施		4			
102		建築に伴う環境負荷の低減		4			
103		ひらつかエコモードの取組の推進		4			
104		公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進		4			
105		ごみの焼却に伴う余熱利用の推進		4			
106		廃棄物発電		4			
107		公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進		5			
108		家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発※重点施策		5			
109		事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導※重点施策		4			
110		剪定枝の有効活用		4			
111		使用済小型家電機器等の資源化の促進		4			
112		環境にやさしい店舗づくりの推進		4			
113		焼却残さの資源化の推進		4			
114		広域的なごみ処理の推進		4			
115		不法投棄防止パトロールの実施		5			
116		不法投棄防止に向けた普及啓発		4			
117		不法投棄物の追跡調査と回収		4			

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します（環境保全活動等）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します（環境保全活動等）	4.1	5-1 環境教育・環境学習を推進します	4.1	1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 2 地域における環境教育・環境学習の充実	4.3 4.0	①幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進 ②学校などでの環境学習の支援 ①子どもを対象とした環境教室等の開催 ②幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進 ③人材育成	4.5 4.0 4.0 4.0
		5-2 市民等の取組や連携を支援します	4.0	1 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0	①市民の環境保全活動に対する支援 ②環境にやさしい企業づくりの支援 ③環境保全団体のネットワークづくりの促進	4.0 3.5 5.0
施策No.	個別施策			評価	評価の説明（施策分野）		
118	わかば環境ISOの推進※重点施策			5	施策分野全体の評価としては、「4. 1」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価を得ることができました。		
119	保育園における環境への取組の促進			4			
120	学校での出前教室等の開催			4			
121	環境学習教材や情報の提供			4			
122	子ども環境教室の開催（金目川生き物観察会は再掲）			4			
123	環境ボスタークール等の実施			4			
124	子ども自然体験教室の開催			4			
125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進			4			
126	博物館における環境に関する講座等の開催			4			
127	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施※重点施策			4	また、重点施策の「わかば環境ISOの推進」（施策No. 118）、「ひらつか環境ファンクラブの活動の促進」（施策No. 134）については、目標を超える実績を得られました。今後も事業者や市民団体と協力し、環境保全活動を推進します。		
128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施			4			
129	環境保全に関わるリーダー等の養成			4			
130	環境保全活動団体への支援			4			
131	市民によるまちづくりの支援			4			
132	環境に配慮した活動の推進			3			
133	公害関係法令に関する情報提供			4			
134	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進※重点施策			5			

3 計画全体の評価

(施策分野ごとの評価をもとに、計画全体の評価をします。)

施策分野	評価
1 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)	4. 1
2 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)	4. 0
3 快適な都市環境を保全・創造します (都市環境分野)	3. 8
4 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)	4. 0
5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します (環境保全活動等)	4. 1

総合評価

3〇年度評価	4. 0
評価の説明	計画全体として、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価となりました。 「1安全な生活環境を確保します」、「5市民・事業者等による環境保全活動を促進します」は「4. 1」となっており、施策分野として「4」以上の評価が得られました。一方、「3快適な都市環境を保全・創造します」は評価が「3. 8」となり、他の施策分野と比べて評価が低くなっています。これはツインティ大神地区の使用収益開始率に進捗が出ていないことと、前年度と比べ評価が下がり、目標達成出来なかった事業が増えたことが影響しています。 重点施策、個別施策共に目標を達成出来なかった施策については、課題解決に向けて検証を行い、目標達成を目指します。また、目標を達成した施策についても、事業の更なる推進に向けて見直しを図ります。

4 個別施策ごとの事業実績及び評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

(1)-1 大気環境・水環境を保全します

●施策 1 大気環境の保全対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	1	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(124件)・指導等を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施しました。
② 大気汚染状況の監視測定等の実施	2	大気汚染状況の監視測定等の実施	76% (指標:大気汚染に係る環境基準達成率)	80%	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 市内5箇所の測定局において、大気常時監視測定を実施しました。 【環境基準達成状況】二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(長期的評価)、微小粒子状物質は達成、光化学オキシダントは非達成。(達成率: 80% 16／20)

●施策 2 水環境の保全対策の促進

① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進	3	合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置等補助金2基 合併処理浄化槽維持管理費補助金 269件	合併処理浄化槽設置等補助金0基 合併処理浄化槽維持管理費補助金 216件	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 広報紙やホームページに設置及び維持管理補助制度について掲載するとともに、申請案内を送付することで維持管理に対して216基に補助を行いました。 既設の汲み取り式トイレまたは単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促すためには、公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民の理解が必要です。
	4	水洗化の促進	公共下水道に未接続の家屋を対象に、早期接続を促す通知の送付や、普及員による戸別訪問をすることで普及啓発を促進し、普及率の向上を図ります。また、工事費の助成により、普及率の向上を図ります。	○未接続家屋の接続を促す訪問件数 4,734件 ○宅内排水設備確認申請件数 1,286件 ○排水設備工事費助成 3件	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 未接続家屋対象に行っている、個別訪問は概ね例年通りとなっています。助成に関しては、供用開始からの期間が限られているので供用開始件数減少に伴い減少傾向にあります。
② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	5	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場等の立入調査(103件)・指導を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境月間・冬季立入調査については、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定しています。その他排水測定が必要な事業者については、年間の測定計画に基づき適切に実施しました。
③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施	6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。 河川のBOD値において、全23地点中の環境基準達成率95%を目指とし、達成状況を評価します。	神奈川県測定計画に基づき河川2地点、海域1地点の環境調査を実施しました。また、市独自の水質測定として河川や主要排水路21地点で測定を実施しました。 【環境基準達成状況】BOD: <河川>: 100% (23/23)	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 河川のBOD値において、全23地点中の環境基準達成率で評価しました。 達成率95%を目指とし、達成状況を評価しました。

(1) - 2 安全で快適な生活環境を確保します

●施策1 化学物質対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 化学物質に関する情報収集・提供	7	化学物質に関する情報収集・提供	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。	神奈川県から本市分のPRTRデータの提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成30年5月に県からデータ提供を受けた、有害化学物質の使用状況について計画通りホームページで情報発信を実施しました。
② 化学物質対策の促進	8	化学物質の適正管理の促進	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、報告を55件受理しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 30年度に報告が必要な事業者に対し、立入調査等の機会を利用して、報告書提出について啓発を行いました。
	9	ダイオキシン類対策の促進	測定調査を実施するとともに市ホームページに公開し情報提供します。苦情等による立入調査時に指導を行います。	一般大気環境調査を2地点で年2回実施するとともに、ダイオキシン類に関する情報について、市ホームページで公開し、情報提供を行いました。また、野焼き等の立入指導を19件実施しました。 【環境基準達成状況】100%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 大気環境調査については、年間の測定計画を策定し、その計画に基づいて実施しました。 また、野焼き等の苦情があった事業所については、パトロールにより原因者を特定した後、立入指導を行いました。

●施策2 土壤汚染・地下水汚染への対応

① 土壤汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	10	土壤汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。	土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、15件の立入り及び指導を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 汚染対策工事実施について法令に基づき報告がなされた事案について、その作業が法令に定められた方法により適切に行われているか、立入調査により確認し、必要な指導を実施しました。
② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	11	地下水汚染状況の監視測定の実施	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。	神奈川県地下水質測定計画に基づき、24地点で地下水汚染実態調査を実施しました。メッシュ調査で1地点、継続監視調査で5地点、環境基準を超過していました。【環境基準達成状況 75% (18/24)】	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 測定計画に定められた地点において地下水質調査を実施しました。 30年度に汚染が見つかった地点については、再調査を実施しました。
	12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。	工場・事業場周辺の汚染状況の確認のため、6社の周辺地下水調査を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 工場事業場周辺の井戸において、汚染状況の確認のための調査を引き続き行いました。

●施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応	13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	自動車騒音の常時監視測定、道路交通騒音・振動測定、新幹線騒音・振動測定を実施します。	自動車騒音の常時監視測定を6路線の7地点で実施し、環境基準の達成率は、92.0～100%でした。道路交通騒音・振動測定5路線の6地点で実施し、騒音は3地点で環境基準に適合、振動は全地点要請限度値以下でした。新幹線騒音・振動測定を6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は5地点で勧告指針値以下でした。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 年間の測定計画に基づき調査を実施しました。
② 工場・事業場に対する規制・指導の実施	14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適時助言を行いました。また、84件の立入を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境月間、冬季立入調査においては、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定し実施しました。苦情においては、公害の発生原因者に対して、立入調査を実施し、必要な指導を行いました。
③ 悪臭への対応	15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく、事業所の指導を行いました。また、21件の立入を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 悪臭苦情を受け付けた後、周辺調査で原因者特定を進めました。原因者が特定できた場合は、立入調査を実施して、必要な指導を行いました。
④ 地盤沈下の防止	16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	地盤沈下の進行を監視するため、観測井による地下水位の観測を実施します。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	地盤沈下の進行を監視するため、観測井による地下水位の観測を実施しました。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 月1回、観測井による地下水位の観測を実施しました。 さらに、条例に基づく地下水採取事業者から、地下水位の報告、地下水採取量の報告を定期的に受理しました。

(2) 自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

(2)-1 生物多様性を保全します

●施策1 生物多様性の保全対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討	17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	生物多様性推進協議会設立し、平塚市の生物多様性についての検討を開始します。	生物多様性推進協議会設立し、平塚市の生物多様性についての検討を開始しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 自然環境評価のための調査エリアや調査手法等を検討しました。
	18	野生生物の情報収集・発信	市内の植物相の状況を調査し、これまでの植物標本の整理とデータ化を進めます。	博物館を活動拠点とする市民グループが主体となり、館蔵植物標本の整理とデータ化を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 継続実施している市内の植物相の状況調査によって得られた植物標本の整理とデータ化が進み、まとめの段階に入りました。
② 生物生息空間の保全対策の推進	19	みどりと水辺のネットワークの形成	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどりと水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	公園、広場等の公共用地及び公民館等のプランター（244個）や花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら上半期及び下半期1回ずつ花苗を植栽しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり花苗を配布し、プランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら花苗を植栽することができました。
	20	生物空間の維持管理と利用	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を実施します。	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を9回実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 馬入水辺の楽校をフィールドとして、エコアップ等の活動を実施することができました。また、活動に参加した市民が馬入水辺の楽校について知つていただく機会となりました。
③ 野生生物への理解の促進	21	自然についての展示、講座、観察会等の実施	230人 (指標: 参加人数)	177人	〈評価〉 - 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 金目川の生き物観察会は荒天により中止となりました。 【みどり公園・水辺課】 計画どおり事業を実施することができました。(参加人数: 64人) 【博物館】 セミの抜け殻を調べる行事(3回、75人)、野鳥観察会(1回、6人)、水田の生き物観察(1回、32人)を開催しました。 荒天により金目川の生き物観察会が中止となり正確な評価が出来ないため評価不能とし、施策分野ごとの評価対象からは外しました。今後は、地球温暖化による極端な気象状況が頻発することも考慮し、事業実施団体と共に有効な事業の実施方法等を検討していきます。
④ 有害鳥獣対策の推進	22	鳥獣による生活被害防除の推進	生活被害の状況による捕獲を実施するとともに、アライグマの計画防除地点を増やします。	ハクビシンやアライグマ等を146頭の捕獲等により防除を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画防除地点を平成29年度よりも1箇所増やし、市内の3か所で計画防除を行うと共に、生活被害が認められる場合は捕獲等により防除を実施しました。
⑤ 特定外来生物の防除	23	特定外来生物の防除	第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施します。	ウェブサイト等で周知するとともに、アライグマを98頭捕獲しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 ウェブサイト等にて特定外来生物に関する情報を発信するとともに、アライグマの捕獲を実施することで防除に取り組みました。
⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	24	市民活動団体等の活動促進	【環境保全課】 市民団体や企業等から構成された生物多様性推進協議会と協働で、保全活動の推進を図ります。 【みどり公園・水辺課】 馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。また、平塚市HPのイベントカレンダーにおいて、広報で記事となったイベントを掲載します。	【環境保全課】 市民団体や企業等から構成された生物多様性推進協議会と協働で、保全活動の推進を図りました。 【みどり公園・水辺課】 馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに11回掲載しました。また、平塚市HPのイベントカレンダーにおいて、広報で記事となったイベントを掲載しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境保全課】 生物多様性推進協議会との保全活動の推進が、平成31年度から3年間の行政提案型協働事業として承認されました。 【みどり公園・水辺課】 広報ひらつか、HPで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知つていただく機会となりました。

(2) - 2 里山を保全・再生します

●施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 西部丘陵地域資源まちづくり支援	25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	①東京農業大学地域再生研究部会の「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の活動に参加します。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップに参加します。 ③西部丘陵地域で活動する団体等から、地域活性化に関する講師の派遣依頼があった場合は、講師を派遣します。	①東京農業大学地域再生研究部会「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の会議(4回開催)に参加しました。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップ(3回開催)に参加しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり東京農業大学地域再生研究部会「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の会議(4回開催)に参加するとともに、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップ(3回開催)に参加することにより、地域の活性化に向けた取組への協力を行いました。
② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	10回 390人 (指標:里山保全活動の活動回数・参加人数)	10回 468人	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 里山保全モデル事業を7回(参加者118人)、市民大学交流3回(参加者350人)を実施し、計画よりも多くの人が参加しました。
③ 里山の自然とのふれあいの促進	27	里山体験教室等の開催	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【里山編】を実施します。 【環境保全課】 里山保全モデル事業(7回)、市民・大学交流事業、夏休み子ども環境教室を開催します。	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【里山編】を開催しました。 (参加者65人) 【環境保全課】 里山保全モデル事業を7回(参加者118人)、市民大学交流3回(参加者350人)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 計画どおり夏休み子ども環境教室【里山編】を開催することができました。 【環境保全課】 計画どおり実施できましたが、天候等の影響で参加者数が変動します。

(2) - 3 水辺の自然を再生します

●施策 1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 川や海の自然環境の保全と再生	28	水辺・海辺の市民活動の促進	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知を行います。また、海岸の美化キャンペーンの支援を行います。	(河川)県が作製したリーフレットやチラシでキャンペーンを周知しました。 (海岸)海岸の美化キャンペーンを支援しました(5~8月に各1回、計3回)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり県が作成したリーフレットやチラシでキャンペーンを周知し、海岸美化キャンペーンを支援することができました。
	29	海岸浸食対策の促進	「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者(神奈川県)による養浜事業の確認	海岸管理者である神奈川県による養浜事業を確認しました。平成30年度は平塚新港西隣エリアの養浜を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚新港西隣の養浜が行われることにより、浜辺のさんぽ道への砂の堆積も軽減されました。
	30	海底耕うんの実施	海底耕うんを実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援します。	海底耕うんを6回実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり海底耕うんを実施することができます。
	31	桂川・相模川流域協議会への参加	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や事業周知を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントの参加や事業周知をすることができました。
	32	金目川水害予防組合の活動の支援	平成29年度同様に、平成30年でも金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源地である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。	金目川水害予防組合に負担金を補助し、所有地の管理費に充てられたことを確認しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 負担金を満額補助し、管理運営費として充てられたことを確認できました。
	33	湘南里川づくりへの参加	住民協働の組織である湘南里川づくりみんなの会へ、行政幹事として参画します。	湘南里川づくりみんなの会の総会に1回、役員会に4回、地域フォーラムに1回、フォーラムに1回、行政幹事として参加しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり行政幹事として、湘南里川づくりみんなの会に参画しました。

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
② 川や海とのふれあいの促進	34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	馬入水辺の楽校運営協議会が実施する自然観察会やエコアップ活動などを引き続き支援します。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに11回掲載しました。また、平塚市HPのイベントカレンダーにおいて、広報で記事となつたイベントを掲載しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 広報ひらつか、HPで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
	35	馬入花畠の整備	馬入花畠の会と協力して、花畠の維持管理作業を60回実施予定です。 ポピー、コスモス摘み取りイベントを実施予定です。 平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施予定です。	馬入花畠の会と協力して、花畠の維持管理作業を年間56回実施しました。 ポピー摘み取りイベント(3,000人来場)を実施しました。※コスモス摘み取りイベントは雨のため中止となりました。 平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施しました。	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 コスモス摘み取りイベントが、雨天のため中止となつてしましましたが、維持管理作業やその他のイベントは、例年どおり実施することができました。
	36	水辺の散策路の維持管理	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。	自然観察路の除草委託業者の決定、看板等の維持管理を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり例年実施している自然散策路除草委託することができました。平成30年度は火入れを行い、草地管理をすることを試みましたが、乾燥した日が続いたため、断念しました。火入れでの管理が実現すれば、予算をかけずに草地管理をすることができますため、今後も検討します。
	37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	【みどり公園・水辺課】 引き続き、河川の愛護活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 【土木総務課】 ①鈴川鯉のぼりまつりの実施 (5月3日～5月5日) ②金目川清流こいのぼり鑑賞会の実施 (4月29日～5月5日)	【みどり公園・水辺課】 河内川あじさいまつり(名義後援、駅前地下道にまつり周知ポスターの掲示) 渋田川桜まつり(河川占用の申請など) 【土木総務課】 ①鈴川鯉のぼりまつりの実施 (5月3日～5月5日) ②金目川清流こいのぼり鑑賞会の実施 (4月29日～5月5日)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【みどり公園・水辺課】 河内川あじさいまつり(名義後援、駅前地下道にまつり周知ポスターの掲示) 渋田川桜まつり(河川占用の申請など)など団体の活動支援することができました。 【土木総務課】 計画どおりこいのぼりまつりを実施することができました。
	38	都市漁村交流活動の支援	初夏に小学生の乗船体験等を行い、地どれ魚直売会も月1回の開催を支援します。	6月下旬に小学生の乗船体験を行い、地どれ魚直売会も月1回程度実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり事業を実施しました。当日の漁模様や天候不順等により、開催ができない場合があります。
	39	稚魚放流体験の実施	初夏に地元小学生によるヒラメの稚魚放流を実施予定です。	6月下旬に地元小学生によるヒラメの稚魚放流を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり事業を実施しました。海の状況によるため開催ができない場合があります。

(2) - 4 農地を保全・活用します。

●施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 農業活性化の推進	40	担い手育成事業	農業経営改善計画認定推進活動の実施	認定農業者の再認定活動を確実に行い、農業経営改善計画認定推進活動を推進しました。 認定期限を迎える、対象52件に対し、38件の再認定を行いました。 また、8件の新規認定を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 更新対象者に対し、直接電話にて更新時期であることを知らせることで、効果的に再認定に繋げました。
	41	援農ボランティアの促進	15件 (指標: 援農ボランティアのマッチング実績)	6件	〈評価〉 2 〈評価の説明や課題等〉 農家とボランティアをマッチングし、援農活動を図れました。広報による周知やイベント時にチラシの配架することで、ボランティアの増加に努めます。
	42	農地の貸し借りの促進	新規利用権設定面積 ※年間目標7ha	14.0haの農地を新規に利用権設定しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 農業に関する様々な相談にワンストップで対応する「農業支援ワンストップ窓口」等を実施し、目標以上の農地集積・集約を行うことができました。
	43	農業振興地域整備計画の推進	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良な農地を保全します。	農振農用地区域の指定を継続しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良農地を保全することができます。
	44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置します。また自主防除資材への補助を継続して実施します。	平成30年度に購入したくくりわな8基を設置するとともに、設置済くくりわな約20基を利用して8頭捕獲しました。自主防除資材購入経費の補助を45件行いました。(重複除外)。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 くくりわなでイノシシ4頭、シカ4頭を捕獲しました。自主防除資材補助を農協の回覧を利用して周知しました。
② 農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進)	45	市民農園の利用促進	95% (指標: 市民農園の利用率)	92%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 利用者の高齢化等により利用率が伸び悩んでおり、市ホームページで空き区画の情報提供、広報誌(公民館だより、広報ひらつか等)で利用者の募集を行いました。今後も同様に利用率向上に努めていく必要があります。
	46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進	農の体験・交流館の管理運営・広報活動の実施	大型市民農園施設(管理休憩施設・公的農園)の管理運営を行いました。また、米づくり体験隊の周知として広報ひらつかへの掲載やチラシ配架等を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 体験事業等を通して市民に対して農業との触れ合いの機会を創出したり、市民農園の利用者に農業相談を行うなど、農業理解促進を図ることができました。
	47	農業理解の促進	61,000人 (指標: 地産地消イベント来場者数)	119,000人	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 農業理解の促進をはかるため、多くの来場者へ農業PRを行いました。
	48	農の多面的機能の支援	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進します。	農業用施設の維持管理や、景観形成、生態系調査などの地域共同活動を推進しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 複数の地域が共同で活動することで、地域同士の繋がりを深め、広域的な維持管理を行うことができました。
③ 地産地消の推進	49	地産地消の推進	【産業振興課】 関係団体と連携を図りながら、産業間連携ネットワークの周知をするとともに、会員の確保や支援の充実に努めます。 【学校給食課】 地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の使用を推進します。	産業間連携ネットワークのセミナーにて、農業者含む異業種のマッチング機会の創出を図りました。また、地場産野菜の学校給食での使用については、使用26品目で品目ベース48.1%の割合となり、昨年度に比べ1品目増えました。野菜以外の地場産品については、あげフレー、カオリ麺、小松菜トマトパン、みかんパン、白パン、ベジタマもなか、やまゆりポークを使用しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 各産業間の交流機会の創出が図ることができました。 地場産品を使用できるシステムは定着してきましたが、割高であるとともに天候や作柄に左右されやすく、量の確保が難しいことがあります。
	50	地場産品の普及	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。また、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行います。	年12回湘南ひらつかふれあいマーケットを開催しました。 イベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 湘南ひらつかふれあいマーケットにおける地場産品の販売や、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝により、地産地消の推進が図られました。

●施策2 環境に配慮した農業の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 環境保全型農業の促進	51	環境保全型農業の促進	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援を行います。環境保全型農業について、農業者に理解を求めるとともに、取り組む農業者には実績に応じ直接支援を行います。	園芸用廃ビニールの適正な処理による環境に配慮した農業生産を促進するため、廃棄処理事業の主体であるJA湘南に補助しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境に配慮した農業生産を推進できました。
② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進	52	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助します。	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助しました。 (7件)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 施設の老朽化により、施設修繕等の必要性が高まっており、引き続き補助を行う必要があります。
③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備	53	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	環境に配慮した重機・資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をします。	排出ガス対策型の重機や再生材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路を整備しました。 農道L=80m 水路L=56m	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 自然環境に配慮した道水路の整備を行いました。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります

●施策1 みどりのネットワークの形成

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 拠点となるみどりの確保	54	身近な公園整備の推進	達上ヶ丘公園仮設バスロータリー復旧工事に併せて、樹木の補植を行います。	復旧工事において、広場、園路の整備と同時に、高木×4本、低木×147本、地被植物40mを植栽しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉市民病院整備事業（外構工事・植栽）との整備と合わせ、隣接する施設で、連続するみどりの創出を達成することができました。
② みどりのつながりの確保	55	花とみどりのまちづくりの推進	40箇所（指標：花苗の配布箇所数）	40箇所	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉目標どおり40箇所に花苗を配布することができました。豊原分庁舎、市民センターが閉館になり、施設に設置してあるプランターを他の施設に移設するため、配布箇所が少なくなる可能性があります。
	56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	新たな生垣設置に対して助成を行います。（年間目標80m）	新たな生垣設置に対して助成を行いました。（20.75m）	〈評価〉 2 〈評価の説明や課題等〉平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、平成30年9月に補助金の拡充を行いましたが、近年、申請件数が少なく、助成を行うことが少なくなっています。
	57	道路沿いの緑化	14箇所に苗木の提供を行います。	13箇所に苗木の提供を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉13箇所に苗木の提供をすることができました。
	58	緑化に関する普及啓発の実施	緑化まつり、緑化ポスター・標語コンクールを実施します。	第45回平塚市緑化まつりを開催し、2日間で63,000人の来場がありました。 第45回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター294点、標語676点の応募がありました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉計画どおり緑化まつり、緑化ポスター・標語コンクールを実施しました。
③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進	59	市民の緑化活動に対する支援	【緑化モデル団体】 総会開催 登録団体に花配布（年2回） 【公園愛護会】 ・162団体へ補助金、交付金交付 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催 ・会報の発行	【緑化モデル団体】 総会の開催 登録団体に花配布（年2回） 【公園愛護会】 ・163団体へ交付金交付 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催 ・会報の発行	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉【緑化モデル団体】 計画どおり登録団体に花配布を行いました。 【公園愛護会】 163団体へ交付金を交付し、公園愛護会連絡協議会総会の開催、会報の発行を行いました。
	60	事業所等における緑化の促進	まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化促進に関する指導を実施します。	まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施しました。（緑化計画書の提出は38件、その他にもできるだけ多くの緑地を確保するよう指導しました。）	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉指導の結果、43件の完了検査を行い、事業所等に新たな緑地が増加しました。

●施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① さわやかで清潔なまちづくりの推進	61	美化推進モデル地区における取組の支援	清掃活動に係わる消耗品の提供やクリーンひらつか指導員を派遣し、美化活動の支援を行います。	美化推進モデル地区に清掃用品の提供やクリーンひらつか指導員の派遣を行いました。(4地区)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり美化推進モデル地区に美化活動の支援を行うことができました。
	62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	5月と11月のまちぐるみ大清掃や駅前の美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行います。	5月と11月にまちぐるみ大清掃を実施し、7月、10月、12月には駅前キャンペーンを行い美化意識の啓発を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画していたキャンペーンを全て実施でき、美化意識の啓発ができました。
② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	63	野良猫による生活被害軽減策の実施	野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付します。野良猫問題が発生している地域で説明会を実施し、地域猫活動への取組を促します。	オス209匹、メス326匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助を行いました。6か所の自治会へ地域猫の説明を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市内の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付すると共に、野良猫のトラブルがある自治会へ地域猫活動の説明を行うことで野良猫による生活被害軽減策の提案を行いました。
	64	飼い主への意識啓発	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催します。	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室(講義と実技による)を開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 犬のしつけ教室を通じて、登録や狂犬病予防注射、マナーの啓発ができました。

●施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援をします。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援をしました。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 良好な景観形成に寄与する市民団体の活動に対して、職員の派遣などの支援を行うことができました。また、建築物や工作物等に対して景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行うことができました。
	66	建築協定制度の導入促進	ホームページや開発事業の事前相談時に建築協定制度についてのPRを行うことで、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。	開発事業に対する事前相談時やホームページにおいて建築協定制度についてのPRを行いました。制度を利用するような大規模な開発の事例はありませんでした。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおりホームページや開発事業の事前相談時に建築協定制度についてPRできました。
	67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、引き続き不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。 除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を平塚市内の各地域で実施します。	平塚駅周辺や景観重点区域の事業所等に対して、屋外広告物条例の周知及び安全点検の実施についてのリーフレットを285枚配布し、適正な申請と安全管理を啓発しました。 また、許可期限が満了となる屋外広告物を表示している事業所等に対して、通知を送付し、継続申請を促したほか、違反物件に対しては是正指導を行いました。 不適合物件を掲出している事業者に対する口頭指導を行いました。 除却協力員(MKO)との協力により、平塚駅前で除却活動を実施し、違反広告96枚を除却しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行うとともに、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施しました。また、除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を実施しました。
	68	花の名所づくり	11箇所 (指標:花の名所箇所数)	11箇所	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成29年度と変わらず、現状維持の状態でしたが、新たな花の名所の候補地としている「なでしこ公園」に平成28年度から継続してバラの植栽を行っており、平成31年度も植栽する予定です。
② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	69	平塚八景の活用	平塚八景を観光資源として活用するため、様々な情報発信を行います。また、ハイキングコースなどの環境づくりを進めるため、危険個所の修繕などを行います。	バラの名所を巡るハイキングやバスツアー及び花火大会の実施などにより平塚八景の情報発信を行いました。また、ハイキングコースの危険個所の修繕や案内看板の補修を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚八景は、本市を紹介する貴重な観光資源として各種イベントなどで活用しています。より快適、安全に多くの人を迎えるため、ハイキングコースの定期的な巡視などにより危険個所の修繕などを行っていきます。
	70	歴史的・文化的資源の保存と活用	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で指定管理による運営管理を実施し、民間の手法での活用事業やバラ等の維持管理の他、講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を進めていくとともに、自然と調和した景観のある施設づくりを行います。	緑化まつり関連事業(460人)、歴史講座(37人)・文化講座(21人)、音楽演奏会(春400人・秋432人)、同館利用団体による成果発表会(クリスマスフェスタ979人)や毎月1回の全館解放事業、コンサートなどの事業を実施し、活用を図りました。また、約200本のバラの開花に合わせ春と秋のバラフェスタ(春245人、秋259人)を開催した他、薔薇を楽しむ講座(全3回 申込み18人)により、記念館をバラの拠点として活用しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 毎年の活用事業が定着し、市内外からの来訪者が増加してきていますが、さらに活用を図るために、様々なメディアの利用や市外団体との協働など広域周知の取組みが必要と考えます。
	71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	条例に基づく保全樹等の保護事業を推進します。	保全樹管理者へ奨励金を交付しました。また、保全樹等の枯損や倒木を未然に防ぐため、樹木医診断を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 引き続き、枯損等が懸念される樹木の保護に向けた情報収集を行う必要があります。

(3) - 2 環境共生型のまちをつくります

●施策 1 環境共生モデル都市の形成

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① ツインシティの形成に向けた取組の推進	72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進	— (指標: 土地区画整理事業の進捗率)	2%	〈評価〉— 〈評価の説明や課題等〉 使用収益開始に伴う進捗の実績がました。
	73	ツインシティの整備の推進	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティの整備を推進します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティの整備を推進しました。	〈評価〉4 〈評価の説明や課題等〉 ツインシティの整備の推進に向けて、関係機関と協議や調整を行いました。
	74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	相模川以西の公共交通ネットワーク形成に関する検討会にて、関係機関と協議調整します。	相模川以西の公共交通ネットワークを形成することについて検討を行う検討会を2回開催しました。	〈評価〉4 〈評価の説明や課題等〉 相模川以西の公共交通ネットワーク形成に向けて、関係機関と協議調整することができました。
	75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討しました。	〈評価〉4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討することができました。
	76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討しました。	〈評価〉4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討することができました。
	77	ツインシティにおける再生可能エネルギー・家庭用燃料電池の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける再生可能エネルギー・家庭用燃料電池の導入を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける再生可能エネルギー・家庭用燃料電池の導入を検討しました。ツインシティを環境共生モデル住宅地区に認定し、同地区内でのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対して補助金を交付できる体制を作りました。	〈評価〉4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける再生可能エネルギー・家庭用燃料電池の導入を検討することができました。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対して補助金を交付できる体制を作ることで、再生可能エネルギー等の導入拡大を図りました。

●施策2 交通の円滑化の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 交通による環境負荷の低減	78	バス交通の整備促進	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査・検討を行います。 また、上屋設置に対する計画(案)及び、補助制度(案)の熟成を図るとともに、新たなバス停付近駐輪場等の設置や、情報提供の強化に向けて、バス事業者と協働で取り組みます。	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等に関する情報収集に努めました。 路線バスに求められる定時性・速達性に影響する速度低下の主な原因であるボトルネック交差点の改良には、莫大な費用と時間がかかります。 また、上屋や新たなバス停付近駐輪場等の設置については、設置が必要な箇所が多いために、整備優先順位の考え方を明確にした上で、バス事業者等の関係機関と連携して進める必要があります。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 路線バスに求められる定時性・速達性に影響する速度低下の主な原因であるボトルネック交差点の改良には、莫大な費用と時間がかかります。 また、上屋や新たなバス停付近駐輪場等の設置については、設置が必要な箇所が多いために、整備優先順位の考え方を明確にした上で、バス事業者等の関係機関と連携して進める必要があります。
	79	道路の新設・改良	城所線などの幹線道路の整備に取り組みます。	幹線道路(城所線)の整備を実施しました。(平成30年度実績: 157m)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 幹線道路の整備が進み、交通の円滑化を図ることができました。
	80	鉄道交通の整備促進	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関にて要望活動を引き続き実施するとともに、新たに相模線部会でも要望活動を推進します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関にて要望活動を実施するとともに、新たに相模線部会にも参加して要望活動に取り組みました。 また、バス事業者や交通管理者などで構成する平塚市地域公共交通活性化協議会を4回開催し、平塚市地域公共交通網形成計画(案)を策定して、実施を予定する施策として位置付けました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 相模線から東海道線への乗り入れについては、JR東日本からの回答は、「実施するにあたって多くの課題があり、長期的な課題と考えている」との回答となっています。その他の要望事項についても、鉄道関連の要望事項の実現には、莫大な費用と時間を要することから、継続して要望活動を実施していく必要があります。
② 自転車の利用しやすいまちづくり	81	自転車通行帯の整備	24% (指標: 平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率)	24%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚山下線など3路線の整備を行い、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進が図ることができました。
	82	駐輪場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施します。 また、駅南側の駐輪場については、候補用地地権者と引き続き交渉します。民間自転車等駐輪場の確保についても引き続き補助金の周知に努めます。	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。 また、駅南側の駐輪場については、地権者に概算の駐輪場規模を投げかけ用地借用について交渉を続けています。 民間自転車等駐車場の補助については事業計画の提案実績がありました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。 また、駅南側の駐輪場確保については、候補用地の借用に向けて、占用物の整理に課題が多いことが明確になりました。よって、短期的なスケジュールで新たに収容台数を確保する他の手法を検討する必要があります。 民間自転車等駐輪場の補助については、2箇所の開設を支援しました。
③交通の分散と円滑化	83	新しい公共交通システムの検討	連節バス等の導入にあたっては、全市的な公共交通の課題を明らかにした上で、南北都市軸の位置付けを明確にするため、市内の公共交通のビジョンを示す「平塚市地域公共交通網形成計画」を道路管理者、交通事業者等を含めた協議会を開催し、作成します。	南北都市軸を含む市内全体の公共交通のビジョンを示すため、交通事業者、交通管理者及び道路管理者で構成する平塚市地域公共交通網形成計画を4回開催し、南北都市軸の位置付けを明確にする平塚市地域公共交通網形成計画(案)を策定しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚市地域公共交通網形成計画に位置付ける南北都市軸に連節バス等の新しい公共交通の導入にあたっては、交通事業者、交通管理者及び道路管理者等の関係機関との協議調整を推進する必要があります。

●施策3 ヒートアイランド対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① ヒートアイランド対策の推進	84	建物等の緑化の促進	平成31年度の平塚市まちづくり条例の改正に合わせて、壁面緑化等の基準につき、改正の検討を行います。	都市緑地法等を参考に壁面緑化等の基準の検討を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚市まちづくり条例の改正に合わせて、壁面緑化等の基準の改正の検討を進めています。
	85	身近な公園整備の推進(再掲)	達上ヶ丘公園仮設バスロータリー復旧工事に併せて、樹木の補植を行います。	復旧工事において、広場、園路の整備と同時に、高木×4本、低木×147本、地被植物40m ² を植栽しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市民病院整備事業(外構工事・植栽)との整備と合わせ、隣接する施設で、連続するみどりの創出を達成することができました。
	86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	クールシェアスポット登録施設等でグリーンカーテンを設置します。	クールシェアスポット5箇所にゴーヤ等の苗を配付し、壁面緑化に取り組みました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 クールシェアスポットにゴーヤの苗を配付することで、壁面緑化に取り組むことができました。
	87	クール・タウンの普及啓発の実施	36件 (指標:みどりのかーテンコンテスト応募者数応募件数(個人・団体))	28件	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 平成30年度は、個人の部15作品(昨年度24作品)、教育機関の部5作品(同4作品)、団体の部8作品(同8作品)の応募があり、個人の部が減少しました。 昨年度の応募者に案内を送付するもあまり効果がみられず、猛暑のため設置はしたものの生育が悪く、応募するには至らないケースが何件かありました。このことを踏まえ、来年度はみどりのかーテンづくり講習会を実施し、個人のみどりのかーテンづくりを促進します。

(4) 地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）

4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます

●施策 1 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	88	事業者の太陽光発電システム等の設置に対する支援	事業者が太陽光発電システム等を設置する場合に、費用に対する支援をします。	企業立地促進補助金環境設備助成1件、中小企業設備投資促進助成金(環境施設)1件	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 2つの補助メニューについて、双方で実績を上げました。FIT価格が下がり、今後の太陽光システムの導入は、不確定要素が多いです。
	89	再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施	緑化まつりやひらつか環境フェアで環境教室を開催します。イベント等において再生可能エネルギーに関する情報提供をします。	緑化まつりやひらつか環境フェアで環境教室を開催しました。緑化まつりやひらつか環境フェアにおいて再生可能エネルギーに関する情報提供をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 緑化まつり等のイベントで市民に再生可能エネルギーに関する情報提供をすることができました。
	90	省エネルギー機器等に関する普及促進の実施	市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、省エネ機器(燃料電池やコンバージョン)等の情報提供を行います。	市民団体や事業者等と協力し、ひらつか環境フェア等のイベントにおいて省エネ機器等の情報提供を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市民団体や事業者等と協力し、ひらつか環境フェア等のイベントにおいて省エネ機器等の情報提供ができました。
② 新たな再生可能エネルギーの促進	91	地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出	環境省のプロジェクトへ応募すると共に、波力発電の実証実験にむけた研究を進めます。	環境省の「平成30年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(二次公募)」に東京大学生産技術研究所が採択されました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 環境省の委託事業に採択され、波力発電の実証事業を行う目途が立ちました。

●施策2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 環境に配慮したくらしの普及	92	日常生活における環境への配慮の取組の促進	41% (指標:コツコツプランの小中学生家庭の参加世帯の割合)	23%	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 小学校の参加世帯数は、2,230世帯(対象10,047世帯)、中学校の参加世帯は、1,493世帯(対象6,000世帯)でした。小中学生のコツコツプランについて、学校によって参加率が大きく違つており、今年度は、わかば環境ISOの取組等を通して参加率が低い学校への事業周知を図ります。 一般家庭については従来の報告型を宣言型にすることにより、多くの市民が参加し易く、環境問題への関心を高める契機となることをを目指しました。 また、従来、一般家庭編における報告用紙の回収率が低かったことから、スマートフォンにより簡単にウェブサイトにアクセスできるQRコードなどを積極的に活用することで、事業の電子化を進め、1,003人から宣言を受け、地球温暖化対策への関心と理解を高めることができました。
	93	電気自動車等に関する普及促進の実施	企業等と共同で電気自動車など、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。	環境フェアにおいて、企業や大学と協働し、電気自動車の無料試乗会、水素自動車、ソーラーカーの展示を行い、クリーンエネルギー自動車の普及を図りました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 自動車メーカーと協働することで、新たに電気自動車の無料試乗会を実施することができました。東海大学と協働することで、新たにソーラーカーの展示することができました。
	94	電気自動車の充電設備の設置	設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りをします。ウェブサイト等で周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促します。	設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りを行い、平成30年度は、907件の利用がありました。 ウェブサイトで周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りを行うことができました。 ウェブサイトで周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促すことができました。
	95	防犯街路灯のLED照明の使用	防犯街路灯へのLEDの導入100灯	LED防犯街路灯を65灯設置しました。	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 当初の計画よりも基準を満たす自治会等からのLED防犯街路灯設置の要望が少なかったため、65灯の設置になりました。

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 環境に配慮したくらしの普及	96	道路照明灯のLED照明の使用	デザイン灯LED化を実施します。(54灯)	岡崎地下道の照明灯LED化(6灯)	〈評価〉 2 〈評価の説明や課題等〉 デザイン灯のLED化については、灯数の変更が生じたため、平成31年度に実施することとし、本年度は岡崎地下道の照明灯LED化を実施しました。
	97	雨水の有効活用の促進	雨水貯留槽購入費補助金22基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金2基	雨水貯留槽購入費補助金9基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金0基	〈評価〉 2 〈評価の説明や課題等〉 雨水の利用を推進し水資源の有効利用を図るとともに、下水道、河川等への雨水の流出抑制に寄与することを目的に、広報紙、ホームページ、イベント会場等で制度の紹介を行い、雨水貯留槽9基に補助を行いました。今後、雨水利用推進法に定めのある「普及啓発」及び「助成」について、国の動向を把握しながら、広報活動や助成制度を実施する必要があります。
	98	クール・タウンの普及及啓発の実施(再掲)	みどりのカーテンコンテストを実施し、みどりのカーテンの普及促進を行います。	みどりのカーテンコンテストを行うことで、クール・タウンの普及啓発をすることができました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 前年度同様チラシのポスティング等を行うものの、個人の部の応募数が少なかった。【平成29年度36作品、平成30年度28作品】
	99	クールシェアスポットの紹介	35施設 (指標:紹介している施設数)	37施設	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 公共施設に加え、民間事業者にも参加を呼びかけ、37施設(民間15施設、県2施設、市20施設)をウェブサイトで紹介したほか、リーフレット、ポスターを作成し、クールシェアスポット、イベント等で配付することで、周知を図りました。
	100	環境に配慮した電力契約の推進	電力契約のスイッチング等について関心の薄い市民への周知など、より効果的な方法を検討します。	緑化まつり、環境フェア、くるりんまつりなどでパネル展示等を行いました。くるりんまつりでは電力会社による相談会も開催しました。 職員向けには、地産地消事業に取り組んでいる電力会社から講師を招へいし、講演を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 多数の市民が来場するイベント等でPRを行い、関心の薄い層への周知啓発が実施できました。
② 環境に配慮した事業活動の普及	101	ライトダウンキャンペーンの実施	市内の事業者や各家庭に一斉消灯を呼びかけ、事業に参加する事業者や各家庭を増やします。 星空の観察も併せて呼びかけることで、光害(ひかりがい)の問題についても引き続き周知啓発を行います。	8月10日に市内の事業者に一斉消灯を呼びかけることにより、昨年度よりも2事業所多い市内33事業所等に協力宣言をしてもらいました。エコキヤンドル作り教室を同時に開催したり、啓発ポスターを市内の広報版に掲示することで、市民の参加を促しました。 また、同時に星空の観察も併せて呼びかけることにより、光害(ひかりがい)の問題についても周知しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市内の事業者、各家庭に一斉消灯を呼びかけるだけではなく、同日に星空の観察も併せて周知することで、取組に参加する動機づけを高めることや光害(ひかりがい)の問題を周知することができました。 取組が市域全体に広がるよう平成31年度以降も事業の周知啓発を継続して行います。
	102	建築に伴う環境負荷の低減	建築物省エネ法に基づく届出に対して、受付・審査を行います。届出の内容が基準に適合せず、必要と認める場合に、指示・勧告等を行います。また、そのためには必要な準備をします。	建築物省エネ法に基づく届出において、著しく不十分な届出はなく指示等はありませんでした。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 建築物省エネ法に基づく届出において、著しく不十分な届出はなく指示等はありませんでした。

●施策3 市の事業活動における環境への配慮

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 市の事業活動における環境への配慮	103	ひらつかエコモードの取組の推進	29年度比で、電気使用量1.5%削減、二酸化炭素排出量2.3%削減、電子決裁率の向上、公用車の燃費実績の向上を目標に取り組みます。	目標達成に向け、省エネルギー、省資源の取組などを継続的に推進しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成31年3月時点の予想では、電気使用量の削減目標を達成できると見込まれます。また、環境監査においては、是正事項0件を達成するなど、PDCAサイクルによる運用改善が見られました。
	104	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	省エネ型機器に関する説明会や関係機関と協議を行い、導入方策について調査・研究を行います。	高麗山公園レストハウスの省エネ診断を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 高麗山公園レストハウスの省エネ診断を行い、ソフト部分の対策(省エネ運転や運用方法の改善)については、実施可能なものから順次実践し、ハード部分の対策(省エネ改修)については、今後実現に向けた検討をしていきます。
	105	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり温水及び熱を供給しました。
	106	廃棄物発電	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電します。	発電余剰分として、26,492,538kwhの電力を売電しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電しました。
	107	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	低圧区分電力の受電施設に係る環境に配慮した電力調達契約の検討を行うとともに、地産地消パートナー事業者と行う地産地消事業の具現化を図ります。	高圧受電施設については、電力調達に係る環境評価項目を満たす事業者の選定を行い、入札を実施しました。 低圧受電施設については、電力の地産地消事業に係るパートナー事業者を、現行より安価になることを条件に、選定しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 環境評価項目の見直しにより、温暖化対策との基準を強化できました。 平成31年度から新たに134契約を電力の地産地消パートナー事業の対象に位置付け、契約の検討と準備を行いました。

(4) - 2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

●施策1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	108	家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	899g(指標:市民一人当たりのごみ排出量)	871g(速報値)	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 現在集計中のため、確定値は平成31年8月頃に出ます。 事業系ごみの排出ルールの徹底や多量排出事業者に対する立ち入り調査を実施し、ごみの減量化、資源化を推進しました。
	109	事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導	26.5%(指標:ごみの資源化率)	25.5%(速報値)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 現在集計中のため、確定値は平成31年8月頃に出ます。 事業系ごみの排出ルールの徹底や多量排出事業者に対する立ち入り調査を実施し、ごみの減量化、資源化を推進しました。
	110	剪定枝の有効利用	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことで剪定枝の資源化に努めます。	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことで剪定枝の資源化に努めました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成30年度は、家庭系198t、公共系718t、計916tの収集を行いました。(31年2月実績値まで反映)。市民にごみの適正排出の啓発や剪定枝の戸別収集を適切に実施できました。
	111	使用済小型電子機器等の資源化の促進	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)の資源化の促進に取り組むとともに不燃ごみとして出された使用済み小型家電等(制度対象品目)の適正な選別収集の実施及び持ち去り対策を講じるなど、さらなる資源化のための施策を推進していきます。	小型家電回収BOXを各地区公民館など市関連施設(32施設)に設置し、小型家電の回収をしました。不燃ごみ収集運搬業務を民間委託し、不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)を分別し、認定事業者に引き渡すことで、資源化の促進に取り組みました。平成30年度の回収見込み約97トンに対して、約114トンを回収しました。また、持ち去り対策として、GPSを活用した予備追跡調査を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成30年度からは小型家電回収BOX回収分の約11トンに加え、不燃ごみに含まれる使用済み小型家電等(制度対象品目)約103トンを回収しました。
	112	環境にやさしい店舗づくりの推進	コツコツプランやホームページ等を通じて、ごみ減量化・資源化協力店の利用促進を行います。	コツコツプランやホームページ及びキャンペーンを通じて、ごみ減量化・資源化協力店の利用促進を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 キャンペーン等で市民の方へごみ減量化・資源化協力店の利用促進を呼びかけました。
	113	焼却残さの資源化の推進	ごみ焼却施設焼却残さを資源化します。	焼却残さを100パーセント資源化しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおりごみ焼却施設焼却残さを資源化しました。
② 廃棄物の適正処理の推進	114	広域的なごみ処理の推進	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用します。	マニュアルに基づいた分別収集を図りました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 広域での分別収集について、適正な運用を行いました。

●施策2 不法投棄防止対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 不法投棄防止対策の推進	115	不法投棄防止パトロールの実施	県との合同パトロールを4回と、 随時のパトロールを40回実施します。	県との合同パトロールを4回、随 時のパトロールを60回実施しま した。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 随時のパトロールを計画以上実施することができ ました。不法投棄場所の特徴や不法投棄物の内 容等の情報共有に繋がりました。
	116	不法投棄防止に向けた普及啓発	県と協力しながら看板掲出等に より適正排出を啓発します。	県と協力しながら、看板掲出等 (70枚)により適正排出を啓発し ました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 県と協力しながら、看板掲出等 (70枚)により適正排出を啓発しました。 前年度に比較すると、不法投棄件数は横ばいであ ったが、不法投棄量はやや減少しました。
	117	不法投棄物の追跡調査と回収	県、警察等関係機関と連携しな がら、追跡調査に取り組みま す。	県、警察等の関係機関と連携し ながら、追跡調査(2件)に取り 組みました。その他、不法投棄 物の開封調査により判明した事 業者に対して、適正排出指導を行 いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり県、警察等の関係機関と連携しなが ら、追跡調査(2件)に取り組みました。

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します（環境保全活動等）

5-1 環境教育・環境学習を推進します

●施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進	118	わかば環境ISOの推進	54校・園 (指標・参加校、園数)	56校・園	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 各園・学校での発達年齢段階に応じた取組の浸透により、環境教育への取組の充実を図りました。今後も引き続き小中学校・幼稚園(こども園)担当者研修会を通じ、各学校・園が独自に取り組んでいるメニューの充実を促し、共有を図っていきます。 わかば環境ISOの取組が民間幼稚園にも広がっていくよう、未加入の民間幼稚園を訪問し、事業の趣旨・目的を直接説明することで、平成30年度は新たに1園が取組に参加しました。
	119	保育園における環境への取組の促進	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、積極的にリサイクルを行います。	緑のカーテンは6園が設置しました。節水や廃材を利用した作品作りは全園で実施しました。一部の園では、プールの残り水やお茶の葉を再利用する等、環境配慮に取り組みました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 毎年度、保育園独自の環境配慮に関する目標、取組項目を設定し、PDCAサイクルで進行管理することで、全園で環境配慮への取り組みが浸透しています。引き続き運営に支障のない範囲で工夫して環境配慮に努めます。
② 学校などでの環境学習の支援	120	学校での出前教室等の開催	【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。 【収集業務課】 小学4年生を対象に市内28校で実施します。 (5月～7月)	【環境政策課】 環境・地球温暖化対策出前講座を11回開催しました。 【収集業務課】 小学4年生を対象に、5月から7月にかけて市内27校で実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携することで、環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。 【収集業務課】 市内の全小学校28校に参加を呼び掛けました。学校側の事情で1校が見送りとなりましたが、27校で実施し、合計2,110名の児童が参加しました。
	121	環境学習教材や情報の提供	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを実施します。 また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を、一部改訂し、配布します。	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出し(2件)を実施しました。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」には、2,002件のアクセスがありました。 【教育研究所】 統計データを修正し、小学校3年生に配布しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを行うことができました。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」へのアクセス数は、昨年度より減少しました。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を計画通り配付できました。

●施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 子どもを対象とした環境教室等の開催	122	子ども環境教室の開催 (金目川生き物観察会は再掲)	エコキャンドル教室も含め、引き続き、子ども環境教室を実施します。海岸編については、海岸の植生状況等を鑑み、6月に実施時期を変更します。	子ども環境教室海岸編【27人参加】、里山編【65人参加】、エコキャンドル教室【17人参加】、エネルギー編【21人】を実施しました。金目川の生き物観察会は荒天により中止となりました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 海岸編では、6月に実施したことで、多くの植物の開花時期にあたり、効果的な植生観察ができました。 計画当初は予定していなかったエネルギー編を実施し、子供達にエネルギーや環境について考えて貰う機会を新たに提供しました。
	123	環境ポスター・コンクール等の実施	環境ポスター・作文コンクールを実施します。	環境ポスター(224作品)・作文コンクール(28作品)の応募がありました。入賞者を対象とし、表彰式を行うとともに、入賞作品の展示をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境ポスター・作文コンクール共に予定どおり、実施することができました。
	124	こども自然体験教室の開催	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などをを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32名で年9回開催します。	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などをを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32名で年9回開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 募集ポスターを従来の掲示場所に加え、学校等にも掲示することで定員を上回る応募があり、未経験者で構成された会員での実施となりました。また、全体の出席率は90%を超みました。
② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材・団体を活用し、環境を身近に感じるような講座を行っています。	平成29年度に実施した「相模川クリーンキャンペーン」や「自然観察会」に加えて、新たに「ビーチde地曳網体験と魚さばき体験」等を展開しました。(計10事業、参加者数延べ258人)	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり地域の特色を生かして新たな事業を開発することができました。
	126	博物館における環境に関する講座等の開催	博物館において、自然に関する講座や体験学習、自然観察などの行事を開催します。	セミの抜け殻を調べる行事(3回、75人)、野鳥観察会(1回、6人)、水田の生き物観察(1回、32人)を開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 参加者は、野鳥や昆虫の観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。
	127	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	11回 (指標:講座開催回数)	11回	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市民団体に講座開催を積極的に促すことにより、計画どおり環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。
	128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を実施します。	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を9回実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 馬入水辺の楽校をフィールドとして、エコアップ等の活動を実施することができました。また、活動に参加した市民が馬入水辺の楽校について知つていただく機会となりました。
③ 人材育成	129	環境保全に関わるリーダー等の養成	平塚市環境市民講座を開催します。 環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施します。	平塚市環境市民講座(26人参加)を開催しました。 環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境市民講座や環境保全団体のパネル展示を実施することで、環境保全活動などに積極的に取り組む市民を養成することができました。

(5) - 2 市民等の取組や連携を支援します

●施策 1 市民活動や企業の取組に対する支援

施策の内容	No.	個別施策	平成30年度		
			計画	実績	評価
① 市民の環境保全活動に対する支援	130	環境保全活動団体への支援	<p>【環境政策課】 地区美化推進委員会に対し、清掃活動に係わる消耗品の提供や補助金を交付します。</p> <p>【みどり公園・水辺課】 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催 ・会報の発行 ・公園愛護会連絡協議会研修会の実施 ・会報の発行 ・情報提供、活動支援等 ・緑化モデル団体総会の開催</p>	<p>【環境政策課】 地区美化推進委員会29地区に対し清掃活動用のごみ袋を提供し、28地区に対し補助金を交付しました。</p> <p>【みどり公園・水辺課】 ・緑化モデル団体総会の開催 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催、会報の発行、公園愛護会連絡協議会研修会の実施</p>	<p>〔評価〕 4 〔評価の説明や課題等〕 【環境政策課】 年2回連絡協議会を開催し、地区美化に関する課題等の情報交換を行いました。</p> <p>【みどり公園・水辺課】 ・緑化モデル団体総会を開催しました。 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催、会報の発行、公園愛護会連絡協議会研修会の実施を行いました。</p>
	131	市民によるまちづくりの支援	まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団の開催、スケッチ展の開催、景観まちづくりに関連する事業の紹介や景観パネル展を開催して、情報提供等を行うことにより、市民によるまちづくりを支援します。	<p>①大人対象の「まちづくりわいわい塾」については、市民が主体となって行うまちづくり「地区まちづくり」の仕組についての講座を11月29日に神田公民館、3月20日に岡崎公民館で開催しました。また、小学生とその保護者を対象とした「まちづくり探偵団」については、「ダンボールで公園作り」を11月4日に開催しました。</p> <p>②スケッチ展については、他課と共に「第13回わたしたちの絵画展」において、10月25日から10月28日まで平塚市美術館で開催しました。また、「絵画展優秀作品特別展示」を、11月5日から11月9日まで市役所本館、11月15日から11月21日までららぽーと湘南平塚で開催しました。</p> <p>③景観パネル展については、景観への意識啓発を行うパネルの展示を「第13回わたしたちの絵画展」及び、「絵画展優秀作品特別展示」の開催に合わせ行いました。</p>	<p>〔評価〕 4 〔評価の説明や課題等〕 計画どおり各事業情報提供等を行い、市民によるまちづくりを支援することができました。</p>
② 環境にやさしい企業づくりの支援	132	環境に配慮した活動の推進	懇話会の開催(3回) 活動発表(2回)	懇話会を3回開催しました。なお、平成30年度上半期に平塚市環境共生型企業懇話会の解散が決まったため、活動発表の開催は見送っています。	<p>〔評価〕 3 〔評価の説明や課題等〕 懇話会を3回開催し、企業間の交流、及び企業の環境負荷の低減への取組の促進を図りました。</p>
	133	公害関係法令に関する情報提供	ホームページでは、随時情報発信を行います。 事業場立入時に、最新の情報をチラシ等で周知します。	事業所立入時に法令改正のチラシの配布を行いました。(93社) 大気汚染防止法の法令改正について、6事業所に立入り、個別に改正内容について説明を行いました。 ホームページで随時情報発信を行いました。	<p>〔評価〕 4 〔評価の説明や課題等〕 ホームページでは、環境測定結果、法令の周知等の内容を計画どおり適宜情報発信しました。 事業所立入時のチラシ配布による周知、法令改正該当事業者への個別説明会開催については、計画どおり実施しました。</p>
③ 環境保全団体のネットワークづくりの促進	134	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進	団体会員28団体 (指標:ひらつか環境ファンクラブ団体会員数)	団体会員29団体	<p>〔評価〕 5 〔評価の説明や課題等〕 ひらつか環境ファンクラブへの活動支援として、緑化まつり、環境フェア、環境パネル展、活動発表会の実施を支援しました。 平成30年度の団体会員は平成29年度に比べ2団体増加しました。</p>

第4部

環境審議会評価

- 1 平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）の進捗状況に係る点検結果**
- 2 平塚市環境審議会委員名簿**

平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度） の進行状況に係る点検結果

令和元年11月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、平成30年度の平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）の進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 計画全般に対する評価

前期事業計画の5年間の1年目であった平成30年度において、134個の個別施策のうち、4（目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価は122個となり、計画全体として9割以上の施策で目標達成と同等と考えられる実績を得られた。一方、3（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）以下の評価も12個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、5（目標を超える実績が得られた場合）の評価は13個あり、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。

評価 施策分野	5	4	3	2	1	—	合計 (施策分野)
① 生活環境分野	2	13	1	—	—	—	16
② 自然環境分野	3	31	1	1	—	1	37
③ 都市環境分野	—	31	1	1	—	1	34
④ 地球環境分野	6	20	2	2	—	—	30
⑤ 環境保全活動等	2	14	1	—	—	—	17
合計(評価)	13	109	6	4	0	2	134

- 評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合
4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合
3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合
2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合
1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合
ー、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 各施策分野に対する評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

市民の安全で快適な生活環境を確保するためには、日常生活や事業活動から生じる大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭などを防止することが必要不可欠である。法令や条例等に基づく市民、事業者への指導等を着実に実施することは勿論のこと、本市の大気や水質等のデータを収集し、分かり易く周知することにより、市民、事業者が安心して日常生活を送れるように事業を推進していただきたい。

また、市民の安全で快適な生活環境を確保するためには、市民、事業者がその必要性、重要性を正しく理解し、能動的に事業に協力するように促すことも重要である。事業の必要性、重要性を市民、事業者が正しく理解できるよう、事業の意識啓発に努めていただきたい。

(2) 自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

本市は、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然に恵まれており、このような自然環境を生かし、農業、漁業がバランスよく発達している。この豊かな自然環境や農水産資源を永続的に保全するために、市内の農水産団体や市民団体と協働し、市民が豊かな自然環境を身近に感じ、自然環境や農水産資源を保全する必要性を感じられる事業を推進していただきたい。

また、今後、気象災害の増加や地球温暖化による極端な気象現象が頻発することが予想されることから、市民が参加する自然環境に関する事業を実施する際には、安全の確保に留意することはもとより、変動する気象現象に対応した事業の実施を図っていただきたい。

本市では、令和4年度の平塚市生物多様性アクションプランの策定に向けて、生物多様性推進協議会を設立し、市民、事業者、行政が一体となり平塚の生物多様性を後世に繋げる事業を推進しているが、今後も柔軟に様々な知見を取り込むことで、効果的な事業の実施に努めていただきたい。

また、本市内では、近年、アライグマやイノシシなどの有害鳥獣による被害が頻発していることから、有害鳥獣の実態の把握や対策を推進していただきたい。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

本市では、市民活動団体や事業者などによる公園や道路沿いの美化や緑化活動により、身近な緑や美観が保全、創造されている。このような市民活動団体や事業者の活動が実施し易い環境を整備すると共に、継続して事業を実施できるよう有効な支援を実施していただきたい。また、他のモデルとなる緑化や美観の確保の事例を広く周知することにより、同様の取組を市内全域に広げるよう努めていただきたい。

「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正が平成30年6月に施行され、動物のふん尿に関する飼い主のモラルの向上や不燃ごみの持ち去りの強化を図っているが、市民の条例への理解が十分に深まっているとは言えない。市内各地区の市民活動団体などの協力を得て、地域に根差した美化活動や条例の普及啓発を推進することで、市民の美化意識の向上を図っていただきたい。

また、動物のふん尿に関する飼い主のモラル向上については、条例の効果的な周知の他、ペットの飼い主のマナー教室等を継続的に実施することで、ペットの飼い主の意識啓発を図っていただきたい。

低炭素で快適な都市環境の保全、創造するためには、必要に応じて都市のインフラ整備を実施することは大切である。自転車や公共交通機関が利用し易い環境を整備するなど、新たな交通マネジメントやシステムの整備を推進していただきたい。

また、ツインシティ大神地区土地区画整理事業は、環境共生都市を目指したまちづくりが進められているが、他の地区のモデルとなるような取組の検討をしていただきたい。

(4) 地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）

地球温暖化はひっ迫した問題であり、地球温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出量を減らす取組は、市役所が率先して取り組むとともに、市内の事業者や市民に地球温暖化の対策のための「賢い選択」を促す「COOLCHOICE ひらつか」や「ひらつかコツコツプラン」などに市民、事業者が率先して取り組むよう効果的な事業の実施を図り、地球温暖化対策の取組が市内全域に広がるよう努めていただきたい。

また、温暖化対策や災害時のエネルギー対策を進めるためには、本市の特性を踏まえた効果的なエネルギー施策の実施も求められている。再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消などの施策を検討し、市内全域に取組を広げることで、二酸化炭素の排出量の少ないエネルギーの導入やエネルギーの域内循環等を推進していただきたい。

近年、マイクロプラスチックが海洋環境にもたらす影響が問題視されるなど、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理による循環型社会の実現が益々必要とされている。市内各地区のごみ減量化推進員等による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組など、地域や日常生活に根差した活動を推進していただきたい。

また、平成30年9月に神奈川県が「かながわプラごみゼロ宣言」をして、2030年度までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すとしている。本市でもプラごみなどの廃棄物の削減に具体的な数値目標を設定するなど、循環型社会に向けて積極的な施策の推進を図っていただきたい。

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します（環境保全活動等）

本市の地球温暖化対策や環境保全を推進するためには、環境ファンクラブなどの市民活動団体や事業者による環境保全活動の取組が必要不可欠である。市民活動団体や事業者による環境保全活動の取組が市内全域に広がるよう、活動が実施し易い環境を整えると共に、取組が他の事業者、市民に波及するよう努めていただきたい。

また、市民活動団体の活動や事業者による環境保全活動の取組を促進させるためには、市民への意識啓発が重要である。市民活動団体などによる環境講座などを実施することで、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の育成に努めていただきたい。

将来を担う子ども達が環境について自ら考え、率先して行動するためには、環境教育の継続的な実施が大切である。公立幼稚園・小中学校では、わかば環境ISOの取組を中心に各学校独自の環境教育が継続的に実施されているが、その取組が多くの私立幼稚園にも広がるように努めていただきたい。また、環境ファンクラブなどによる出前講座やこども環境教室などを通して、子ども達が環境について体験的に学ぶ機会が得られるよう、事業の継続的な実施や周知を図っていただきたい。

3 まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

また、平成30年度は、平塚市環境基本計画前期事業計画（平成29年度～平成33年度）の2年目であるが、PDCA サイクルで計画を進行管理し、地域の特性や実状、社会情勢等を考慮し、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。

平塚市環境審議会委員名簿

【任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日】

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属団体等
市民 (公募委員)	岩井 美由紀	
	大岩 俊雄	
	小林 正治	
	山本 和代	
市民 (団体)	秋山 博	平塚市自治会連絡協議会
	小林 勤	ひらつか環境ファンクラブ
	柳川 三郎	ひらつか環境ファンクラブ
	柳田 初美	平塚市ごみ減量化推進員会
事業者	小出 雅章	平塚商工会議所
	阿久井 潤	平塚地区環境対策協議会
	小宮 章裕	湘南農業協同組合
	田中 邦男	平塚市漁業協同組合
学識経験者	【会長】 室田 憲一	東海大学教養学部
	【副会長】 堀 久男	神奈川大学理学部
	坂本 広美	神奈川県環境科学センター

(令和元年12月時点)

第5部

資 料

1 平塚市環境基本条例

2 環境用語

平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与える立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていくかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第2条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

(4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聞くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聞くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるよう、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例（昭和48年条例第32号）

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例（昭和50年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）に基づき」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）」に改める。

環境用語

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。平塚市は平成12（2000）年2月に認証を取得、平成21（2009）年2月に返上した。マネジメントシステム規格にはいくつかの種類があり、ISO9000は品質マネジメントシステムに関する国際規格。

一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺（まひ）させたり、貧血症を起こしたりする。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形で、ボランティアなどが行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（宗教、政治、選挙活動を除く）を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格をもたない団体のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

ガスコーチェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

平成 25（2013）年 10 月に稼働したごみ焼却施設。廃棄物の焼却熱を利用した発電も行っている。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和 63（1988）年に設立され、数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

GAP（農業生産工程管理）

GAP（Good Agricultural Practice）は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

平成 9（1997）年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され、平成 17（2005）年に発効した。平成 12（2000）年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、平成 20（2008）～平成 24（2012）年の間に温室効果ガスを平成 2（1990）年比で 6 % 削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料（天然ガス、メタノール、水素など）や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg未満の焼却炉のこと。

コーチェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

ごみ学級

平塚市が実施している小学校4年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畠や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」〔平成12（2000）年1月15日施行〕により、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800°C以上）ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

炭化水素（HC）

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等28項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986年から2005年を基準とした2081年から2100年における世界平均地上気温の上昇幅が0.3～4.8°C、平均海面水位の上昇幅が26～82cmと予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(温対法)

平成10（1998）年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成28（2016）年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット）

平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素で

あり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

低炭素社会

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑える社会のこと。

土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壤が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壤の汚染という。土壤の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_xと略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」[昭和 43 (1968) 年] では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によつて生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出係数

燃料・エネルギー消費量や水道使用量等の固有の単位（キログラム、リットル、立方メートルなど）や発熱量あたりの二酸化炭素排出量を示したもの。

パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：

Pollutant Release and Transfer Register)

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8（1996）年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11（1999）年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び

管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。

平成 13 (2001) 年 4 月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成 14 (2002) 年 4 月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか CO₂CO₂ プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素を、普段の生活の中で減らすために、平塚市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、平塚市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 0.0025mm 以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由來の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

浮遊粒子状物質

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が 10μm 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。

呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコーチェネレーション、水素を利用する燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8（1996）年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の23物質が定められている。

【わ行】

わかば環境 ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境ISOの基本であるP（PLAN=計画）、D（DO=実行）、C（CHECK=記録・確認）、A（ACT=見直し）を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに关心をもち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。



市民の鳥「しらさぎ」

市民の木「くすのき」

市民の花「なでしこ」

ひらつかの環境

(平成 30 年度 環境年次報告書)

令和元年 12 月
(令和 2 年 3 月 訂正)

発 行

平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

TEL 0463-23-1111 内線 2238／2266

FAX 0463-21-9603
